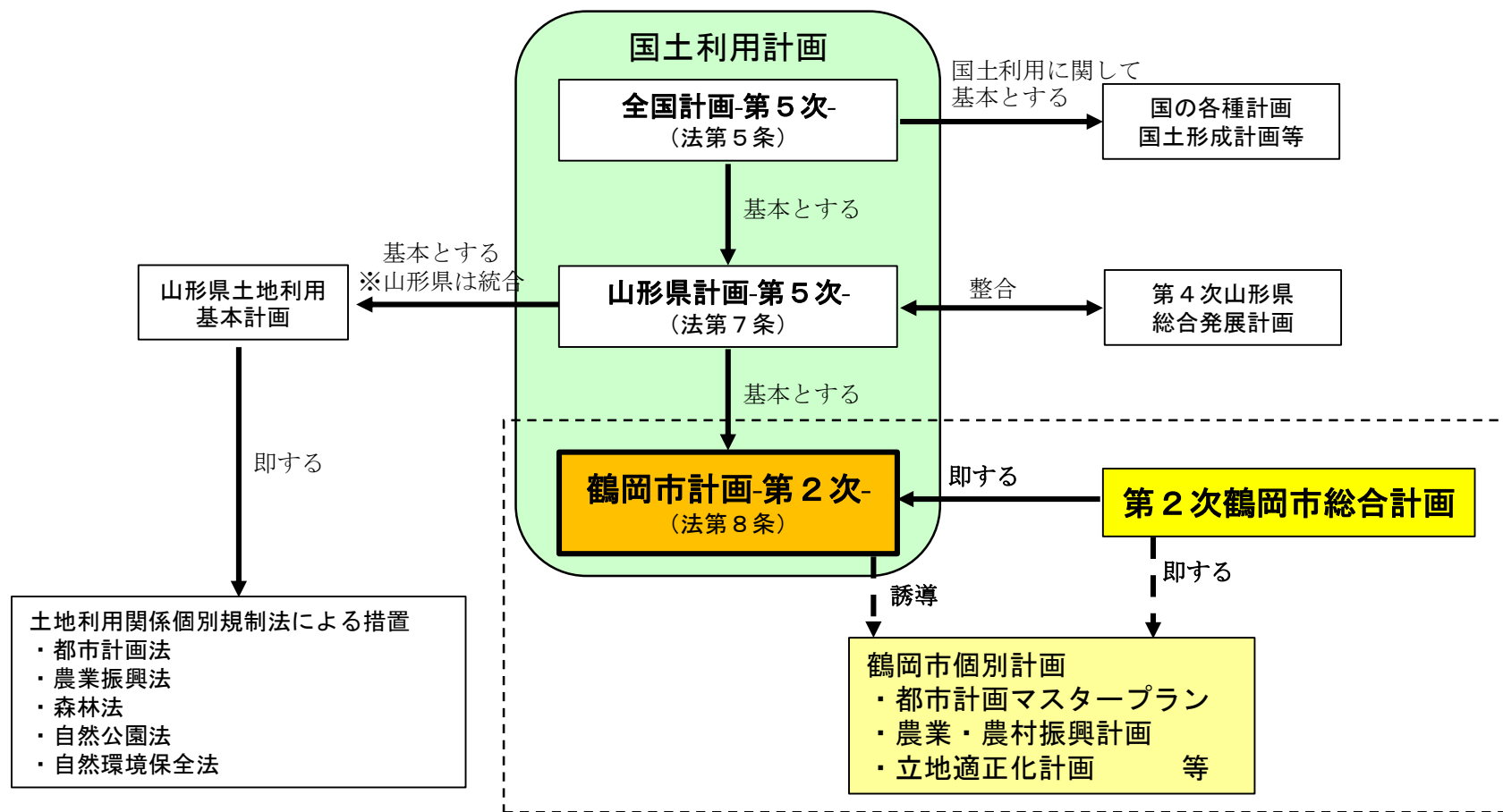


計画の概要

- ・ 国土利用計画法第8条に基づき、国土の利用に関するすべての計画の基本となるもので、国、都道府県、市町村の3段階がある。
- ・ 市計画は県計画を基本とするとともに第2次鶴岡市総合計画に即するものとして策定し、市土利用の基本的な方向性を定め、**行政上の指針**となる。
- ・ 開発事業の実施を図るためのものではないが、土地利用の誘導を図る材料として活用することができる。

国土利用の基本理念

(国土利用計画法第2条)



鶴岡市国土利用計画（第二次）案概要

市土の利用をめぐる状況と課題

- ・少子高齢化を伴う人口減少、中山間地域・沿岸域における過疎化の進行
- ・市土の管理水準低下の危惧
- ・郊外化の進展と中心市街地の空洞化
- ・自然災害の増加と被害の甚大化、脱炭素社会の形成に向けた地球温暖化対策
- ・高速・広域交通網の整備進展

市土利用の基本方針

市土の適切な利用の促進と管理

- ・社会基盤の整備や地域資源の活用
- ・公共公用の土地・建物等の計画的維持や有効な利活用

市土における景観と自然環境の保全

- ・城下町の面まちなみや農山漁村風景の保全
- ・農地や森林の活用、再生可能エネルギーの創出

市土の安全性の確保と利便性の向上

- ・自然災害に強く住みやすい生活環境の整備

多様な主体の連携・共同による市土の運営

- ・地域の総合力を発揮し、地域活性化と他地域との交流による地域づくり

必要な措置の概要

- ・公共用施設等の社会資本ストックの適切な維持管理と有効利用
- ・土地利用の調和を図るための利用転換に関する適切な調整
- ・市土の利用区分ごとにおける有効利用の促進
- ・土地利用関係法令や計画による適切な調整

- ・適切な維持管理や景観保全対策等による美しい景観の保全と形成
- ・自然環境の維持形成と再生可能エネルギー利用の円滑な推進による地球環境保全

- ・自然災害等へ対応した施設整備と森林の機能向上のための適正な森林施業
- ・防災性の高い居住空間と高速交通網の整備
- ・高齢者や障害者等に配慮した公共施設や交通ネットワークの整備

- ・多様な主体の連携・協働によるいきいきとした市土の創造
- ・国土等に関する情報収集と市土の適正利用に関する市民への普及啓発

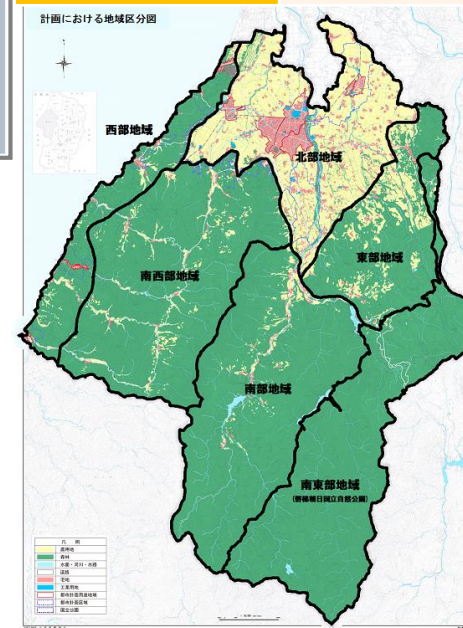
地域別の展開方向

地域類型 基本方向

- | 地域類型 | 基本方向 |
|--------|---|
| 都市 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多極ネットワーク型のコンパクトな市街地の維持 ➢ 人が集まり、回遊し、住み続けられる、落ち着きと賑わいのある市中心部の推進 ➢ 地域特性を踏まえた各地域の都市基盤整備、良好な街並みの景観形成 |
| 農山漁村 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然環境の保全と生産活動の振興に調和した居住環境整備 ➢ 海・里・山の利活用による交流と地域活力の維持向上 |
| 自然維持地域 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原生的な自然地域、野生動植物の生息地、自然景観地の適正な保全 ➢ 自然とのふれあいの場としての利用 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高速交通網の整備と利便性・快適性を考慮した道路整備 ➢ 住民ニーズと安全性を踏まえた公共施設整備 ➢ 環境・歴史・文化に配慮した再生可能エネルギー利用の円滑な推進 |

地域区分別の土地利用基本方向

地域別	展開方向
北部地域 (主に市街地、農村地域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新産業の集積や既存産業の高度化、駅前周辺の活性化 ➢ 低未利用地の活用や既存ストックの有効活用 ➢ 農用地の適切な管理と快適な居住環境の維持
東部地域 (主に中山間地域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 観光・交流機能の強化 ➢ 出羽三山地域の歴史文化と自然の保全整備 ➢ 農用地の適切な管理と快適な居住環境の維持
南部地域 (主に中山間、山村地域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 山間部の特性を生かした特産物の生産 ➢ 森林とのふれあいの機会としての利活用 ➢ 水源涵養林としての森林の保全管理
南西部地域 (主に山村地域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 適切な森林経営計画の導入や林道網の整備推進
西部地域 (主に沿岸域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本海沿岸の集落の環境整備と港湾・防潮施設等の整備推進 ➢ 海洋レクリエーションや教育研究機能の向上
南東部地域 (森林保全区域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 磐梯朝日国立公園の優れた自然景観の適正な保全 ➢ 自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利活用
東部・南部・南西部・西部地域共通	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土砂災害からの生活の安全確保



利用目的別規模の目標

利用区分	令和元年	令和13年	増減率
農用地	18,150	18,027	△0.7%
森林	95,866	95,808	△0.1%
水面・河川・水路	3,929	3,930	-
道路	4,094	4,157	1.5%
宅地	3,387	3,504	3.5%
その他	5,727	5,725	-
合計(ha)	131,153	131,151	-

※合計面積は令和3年10月1日現在131,151ha
(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」)

案

鶴岡市国土利用計画 (第二次)

令和〇年〇月
山形県鶴岡市

《 目 次 》

第1章 市土利用に関する現状と状況の変化について	2
1 市土利用に関する現状	2
2 市土をめぐる状況の変化	2
第2章 市土の利用に関する基本構想	4
1 市土利用の基本方針	4
2 地域類型別の市土利用の基本方向	7
3 利用区分別の市土利用の基本方向	8
第3章 市土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	12
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	12
2 地域別の概要（地域区分）	13
第4章 本計画を達成するために必要な措置の概要	17
1 市土の適切な利用の推進と管理	17
2 市土における景観と自然環境の保全	19
3 市土の安全性の確保	20
4 多様な主体の連携・協働による市土の運営	21

前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、鶴岡市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものであり、第五次山形県国土利用計画（令和 3 年 3 月）を基本とする。

さらに、この計画は、第二次鶴岡市総合計画（平成 31 年 1 月）における基本構想に即して定められ、本市の目指す都市像「ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい創造と伝統のまち 鶴岡」の実現のため、市土の総合的かつ計画的な土地利用を進める上での指針となるものである。

なお、今後の社会情勢等の変化に対応し、必要に応じ改定を行うものとする。

第1章 市土利用に関する現状と状況の変化について

1 市土利用に関する現状

(1) 地勢

本市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に位置し、新潟県に接している。北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流している。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、市の西部は日本海に面し、磯浜が形成されている。東部は磐梯朝日国立公園に包含され、広大で自然豊かな市土を形成している。市域は、東西約 **43.1km**、南北約 **56.4km** におよび、面積は **1,311.51k m²**と東北の市町村で最も広い。

(2) 市土利用の動向

ア 土地利用区分別面積の推移

令和元年における市土利用の状況は、農用地が **13.8%**、森林が **73.1%**、水面・河川・水路が **3.1%**、道路が **3.1%**、宅地が **2.6%**、その他が **4.4%**となっている。

農用地が減少傾向、森林は平成 **26**年から平成 **30**年まで微増、水路等が微増傾向、道路が微増傾向だが、令和元年度に農道が減少、住宅地が微増傾向、工業用地が増加傾向となっている。

イ 地価の動向

地価は、地域経済の低迷や人口減少により土地需要が弱含みに推移していることなどから、下落が続いている。

2 市土をめぐる状況の変化

今後の市土利用を進めるに当たり、次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(1) 少子高齢化を伴う人口減少、中山間地域・沿岸域における過疎化の進行

昭和 **60**年以降、年少人口、生産年齢人口が減少、高齢人口は各地域とも増加し続けており、少子高齢化と人口減少が進んでいる。また、これまで一貫して増加してきた世帯数の伸びが鈍化傾向にある。

地域別では朝日、温海地域の人口、世帯数の減少が顕著になっており、中山間地域・沿岸域での過疎化の進行が懸念される。

人口集中地区（鶴岡市街地区）では人口が平成 12 年までは増加していたが、その後減少、人口密度は減少し続けている。一方で、市全域に占める人口の割合は増加し続けている。ま

た、市外から市内への流入、市内から市外への流出人口は一貫して増加傾向にある。

地域の人口定着に欠かせない雇用の面で重要な役割を果たしている製造業を中心とする企業では、2008 年の世界的な金融危機以後、緩やかな回復傾向にあったが、2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響が懸念される。

(2) 市土の管理水準低下の危惧

農業産出額や林業産出額は増加傾向にあるものの、農林水産業の従事者の高齢化と後継者・担い手不足などの影響により、遊休農地の発生や森林の粗放化など、農地や森林の持つ多面的機能の低下などが危惧される。

(3) 郊外化の進展と中心市街地の空洞化

鶴岡市では、郊外地での住宅地開発やロードサイド型の大規模商業施設の立地が市域全体に与える影響を考慮し、コンパクトプラスネットワークによる市街地形成の方針のもとに、立地適正化計画、中心市街地活性化基本計画に基づく施策の推進などによって、まちなか居住による中心市街地の再生に努めてきた。

しかしながら、中心商店街の商業環境は依然厳しく、中心市街地の人口密度は低下傾向にある。また、空き家・空き店舗が増加傾向にある。

(4) 自然災害の増加と被害の甚大化、脱炭素社会を目指した地球温暖化対策

東日本大震災の発生により地震とともに津波に対する備えの重要性が認識されたほか、豪雪、豪雨、竜巻の発生など自然災害が増加し、被害が甚大化している。

また地球温暖化について、国では 2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指しており、本市においても、かけがえのない故郷を次の世代につないでいくため、豊富な地域資源の最大限の活用と、市民や事業者など多様な主体との連携により、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを 2021 年 4 月に宣言した。

(5) 高速・広域交通網の整備進展

日本海沿岸東北自動車道の温海～鶴岡間が平成 24 年に供用開始されたが、事業中の新潟・秋田両県境区間についても、早期の全面開通が望まれる。

一方、いまだ整備の見通しが示されていない東北横断自動車道酒田線の月山 IC～湯殿山 IC 間の早期事業化が望まれる。

また、国県道の整備などの広域交通網の整備が進んでいるが、今後とも国土全体のバランスや災害時の代替機能確保の観点などからも整備を進める必要がある。

第2章 市土の利用に関する基本構想

1 市土利用の基本方針

本市は、山（出羽三山）、里（サムライシルク）、海（北前船寄港地）の3つの日本遺産を有する魅力ある地域であり、伝統と文化を引き継ぎながら発展してきた。

しかしながら、市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤である。従って、市土の利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、本市の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、持続可能なまちづくりを行わなければならない。

この基本理念のもと、本市は、各地域が持つ豊かな自然や文化を普遍的な価値を有するものへと高め、一人ひとりが心豊かに、そして安全で安心して生活できる地域社会を形成すべく、めざす都市像「ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい創造と伝統のまち 鶴岡」の実現を期し、併せて庄内地方の中核都市としての責務を果たしていくものである。

本市の土地利用においては、市域は赤川流域をほぼ包含しており、赤川はその水系に広がる流域に自然の恵みをもたらし、地域固有の文化を育む、市民にとってかけがえのない環境を創り出す源泉となっている。日本有数の穀倉地帯である庄内平野と、広大な森林地帯という豊かな資源を活かし、市民と森林との関係をはじめ、多様な自然環境とのよりよい関わり合いを深めて、生活を一層豊かにしていくことが希求される。

これらの実現に向けて、市土利用をめぐる基本的条件の変化を十分に考慮し、以下の課題を踏まえる必要がある。

人口については、今後も少子高齢化を伴った人口減少が進むことが予想されるが、高速交通網の整備や地域資源・特性を活かした産業振興を一層進めることにより、若者世代の地元定着を促すことで、人口減少に一定の歯止めをかけることが期待される。

また、都市構造は、市街化区域内縁辺部での宅地化や、中心市街地における空き家・空き店舗・空き地等の低未利用地の増加が顕著であり、その利活用に向けた対策が急務である。

経済社会活動については、高速・広域交通網の整備の進展は勿論のこと、デジタル社会の形成が進んでおり、社会経済のグローバル化が一層強まると見通されるが、産業全体を取巻く環境は依然厳しい状況が見込まれるため、先端生命科学を駆動力とした地域イノベーションの推進や、豊かな農林水産業資源を活かした食産業群の形成など、市場環境を創造的に活性化させる産業を育成し、国内外との交流を図っていくことが求められる。

加えて、農業従事者の減少・高齢化等により、農地が遊休化し、農地や森林のもつ多面的機能の低下が危惧されている一方、東日本大震災をはじめ集中豪雨などの天災や異常気象がたびたび発生しており、水害等に対する農地の一層の保全対策が必要となってきたほか、住民の防災意識や、地球温暖化をはじめとする環境問題、エネルギー等への関心が非常に高まっている。農業基盤施設の整備・改良による保全はもとより、農地や森林がもつ自然の循環機能を活かした持続可能な利活用等により、市土の維持・管理を適切に進めていくとともに、豊富な森林や再生可能エネルギーを背景とした温室効果ガス削減の取組み、低炭素で安全なエネルギー確保の取組みなどを進める必要がある。

さらには、2015年に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、経済、社会、環境の3側面を不可分なものとして統合的に取り組む必要があることから、経済の成長や社会問題の解決にあたっては、自然環境と共生しながら市土を利活用することが求められている。

このような課題に対し、今後の土地利用にあたっては、少子高齢化を伴った人口減少が進行するなか、高速・広域交通網の交通ネットワークの形成、新しい産業の創出、農用地の耕作放棄からの再生、地域資源を活用した安定的で負担が少なく環境に適合したエネルギー需給の実現など、新たな土地需要や自然的利用と都市的利用に応じた土地利用の推進と有効活用が求められる。このことから、市街地の無秩序な拡大を抑制して活力のあるコンパクトな市街地の形成と、自然と調和し安全で快適な住環境の整備を進めるため、地域のまちづくりの理念や方向性を継承し、地域のまちづくりの理念や方向性を継承しつつ、地域の特性に配慮した秩序ある多極ネットワーク型のコンパクトな都市形成と、きめ細かな土地需要の調整を図っていく必要がある。

土地利用の転換については、土地利用の復元や変更が容易でないこと等を踏まえ、土地の特性を有効に生かすため、都市的土地利用と、農林業的土地利用を含む自然的土地利用との調和を図りつつ、計画的かつ総合的に行うものとする。

以上の目標を実現し、次世代に市土を良好な状態で継承していくため、市民、住民組織、NPO、企業、高等教育機関、行政が協調・協力し、持続可能な土地利用に取り組むこととする。

(1) 市土の適切な利用と管理

地域の活力を高めるため、高速・広域交通網等社会基盤の整備を図りつつ、地域の歴史、文化、景観等すべての地域資源を活用しながら新たな価値を創造し、次代を担う若者にも魅力ある生き生きとした活力ある市土づくりを進める。

これまで蓄積された既存の公共公用の土地・建物等の社会資本ストックについて、計画的な維持改修等により、より長く効果的に活用できるように努めるとともに、施設の運営についても、地域の実情に応じた効率的、発展的な手法を幅広く検討し、快適な生活環境の維持向上と地域産業の振興に資するよう努める。

(2) 市土における景観と自然環境の保全

地域全体の利便性を考慮した都市機能の集約、城下町のまちなみの維持、広大な田園や豊かな農山漁村風景の保全、史跡・文化財の保護などを通じ、鶴岡の魅力あるかけがえない景観を維持保全・活用し、次代に引き継いでいく。

農用地や森林、沿岸域の持続的な利用や、水資源、緑地・水辺空間等の積極的な保全・創出を図り、人と自然とのふれあいを深める。また、二酸化炭素吸収を含む森林の公益的機能の高度な発揮、環境負荷の軽減や再生可能エネルギーの創出等に努め、自然と共生する市土利用を進める。

(3) 市土の安全性の確保と利便性の向上

市民の生活、生産活動の基盤となる市土を保全し、生命と財産を守り安心して住み続けられる市土を形成するため、地形等地域の特性を十分考慮し、自然条件と土地利用配置と

の適合性及び土砂災害、洪水、地震、津波、豪雪、雪崩等への対応に配慮し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、全ての年代の市民が住みやすい生活環境の整備に努める。

(4) 多様な主体の連携・協働による市土の運営

市民、地域、行政、学術研究機関、企業などの多様な連携・協働により、地域の「総合力」を発揮して、地域の活性化を図るとともに、他地域との交流・連携を図りながら地域づくりを推進していく。

2 地域類型別の市土利用の基本方向

(1) 都市

都市については、今後、人口減少と世帯数の横ばい傾向が想定されることから、市街地の拡大は抑制するとともに、既成市街地の土地や社会資本ストックの有効活用に配慮し、多極ネットワーク型のコンパクトな市街地の維持に努める。

特に既成市街地の中心部においては、城下町の都市構造の維持や景観の保全に配慮しつつ、市民全体に必要とされる都市機能の集積を図るなど、土地の高度利用を進める。また、市街地に増加している空き家・空き地等の低未利用地の有効利用や多様な交流や活動が行われる商店街づくりなどにより、住環境の整備推進と、人が集まり、回遊し、住み続けられる、落ち着きと賑わいのあるまちなかへの質的向上を目指す。

各地域の中心地区においては、それぞれの地域の特性である自然と景観、歴史や文化的資源などを踏まえた上で、必要な都市基盤の整備や良好なまちなみの景観形成を図る。

また、東日本大震災や度重なる異常気象による被害を踏まえ、災害や雪に強い都市構造の形成に一層努めつつ、合わせて高齢者や障害者、子ども等の生活に配慮した快適で住みよい都市生活環境の形成を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村については、地域ごとの特性と、森林や川、農地、沿岸域がもつ多面的役割と生態系としてのつながりを踏まえ、自然環境の保全と生産活動の振興を図るとともに、これと調和した快適な居住環境の整備が求められる。農地の集約化や、ほ場の大区画化、後継者の育成、優良農用地や森林等の確保と管理水準の維持に努め、生産基盤の一層の整備や耕作放棄地等の解消などにより、集落機能の維持・発展を図る。

特に、豊かな自然と人の生活の接点ともいえる中山間地については、美しい風景や貴重な伝統文化が残り、里山などの身近な森林資源の体験・交流の場等としての利活用や、自然災害の防止や有害鳥獣対策に対応した土地の利活用、さらには森林を含め環境全体の保全・循環のための利活用など、人の活動と自然との多様な関係の場としての機能を有している。一方で、高齢化、過疎化の進行、コミュニティ機能の低下、遊休農地の発生といった課題にも直面しており、今後さらに地域活力の維持向上に努める必要がある。

また同様に、海など多様な自然と人の暮らしとの接点である沿岸域では、漁業体験や各種海洋レクリエーション、海の見える開放的な居住空間、海の幸・山の幸双方の豊かな恵みといった本市沿岸域ならではの魅力を有する。これを一層発揮して、人と自然が共生する活力ある地域づくりを進める必要がある。

このほか、田園風景と一体となった農山漁村景観の積極的な保全を行いながら、市内外の都市との農村交流を促進し、一層の地域活性化を図る。

また、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保に努めるとともに、自然的土地条件や防災施設の配置を考慮した土地利用の誘導、災害危険地域の解消等により、災害に強い農山漁村づくりを進める。

(3) 自然維持地域

豊富な森林をはじめ高い価値を有する原生的な自然地域や野生動植物の重要な生息・生育地、すぐれた自然景観地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正に保全することを基本とし、あわせて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図る。

3 利用区分別の市土地利用の基本方向

(1) 農用地

農用地については、農業が本市の基幹産業として重要な地位を占めており、日本の食料生産基地の一つとしての役割に寄与していることを踏まえ、新たな農業政策や国際貿易ルールの変動等により内外の産地間競争の激化が予想される中、農用地は農業生産力の維持・向上や高付加価値化への対応に必要不可欠であり、災害防止、水源涵養及び環境保全等公益的機能を有することから、今後もその保全と整備を図る。

優良農地は原則として他用途に転用しないこととし、一方で遊休化しかつ林地に接する土地は植林転用など非農業的利用に誘導するなど、適切な管理を通じ、耕作放棄等による農地の荒廃を防止し、市土保全等農用地の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。また農用地がもつ田園風景などの景観的価値を重視し、環境への負荷軽減に配慮した農業生産の推進を図るとともに、市民の学習活動、交流の場等への活用も図る。

さらに、観光・レクリエーション機能との複合が可能な地域においては、今後とも、グリーンツーリズム等の推進による体験農園や観光農園の振興に配慮した土地利用を促進する。

(2) 森林

森林については、本市市土の約 **73%**と最大の土地利用面積を占めており、国土の保全や水資源の涵養、二酸化炭素の吸収等の公益的な機能や、木材を生産する経済的機能など、多面的な機能を有している。本市はその機能を十分に発揮し、人と多様な自然とのより良い関係を探求する「森林文化都市」を推進しており、管理水準の維持向上に努め、森林の保全と整備を図る。

特に、国の森林・林業基本計画に基づき、森林のもつ機能を「水源涵養機能」や「山地災害防止、土壌保全機能」、防風・防潮などの「快適環境形成機能」、優れた自然美で安らぎをもたらす「保健機能」、木材として利用する上で良好な樹木で構成される「木材等生産機能」、木質バイオマス利用による二酸化炭素排出削減や木材利用による炭素貯蔵などを含む「地球環境保全機能」に区分し、望ましい森林資源の姿に誘導し健全な森林の維持増進を図るとともに、持続可能な森林経営の確立をめざす。

さらに森林の地球環境保全機能といった側面も含め、森林の多面的な効果が享受できるようにする。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、水害等に対する安全性の確保、水資源の有効利用、農業用等の用排水路の適正な管理などにより、適切に維持保全する。また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、自然環境の保全に配慮し、うるおいのある水辺空間の形成と親水

性の向上を図るとともに、自然浄化作用、生物の生息・生育の場、都市におけるオープンスペース等多様な機能の維持向上を図る。

赤川・最上川流域については、気候変動や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策、「流域治水」を推進していく。

(4) 道路

道路のうち高速道路については、朝日温海道路として事業化されている新潟県境部朝日～温海間における日本海沿岸東北自動車道の早期開通を求めていくとともに、東北横断自動車道酒田線の月山～湯殿山間の整備計画早期策定を求める。

一般道路については、生活の利便性向上、生産基盤の拡充及び地域間の交流・連携の拡大とネットワークの強化を促進するため、必要な道路整備を図る。その整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上及び防災機能の向上並びにライフライン等公共施設の収容など、道路の多面的機能が発揮できるよう配慮するとともに、長寿命化や適時更新による適切な維持保全を図るほか、環境の保全に十分配慮する。特に市街地の街路においては、歩車分離等による安全安心な歩行者空間を確保し、雪に強く歩行者や高齢者、障害者に優しい道路環境の維持に努め、まちの魅力を高める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、農用地の拡大に合わせ必要な用地の確保を図る。農道及び林道の整備に当たっては、ほ場の大区画化や機械の大型化等に伴う作業効率や、多目的利用に伴う快適性に配慮する。

(5) 宅地

住宅地については、人口や世帯数の動向、高齢化の進行等に対応しつつ、地域特性を踏まえた望ましい居住水準と住宅地域らしい落ち着いた居住環境の整備を目標とする。

新しい宅地需要については、居住サイクルの再編によるまちなか居住の推進と、市街化区域内の低未利用地の有効活用を最優先し、自然災害に関する地域の自然的、社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。

工業用地については、本市経済の基盤として、産業構造の変化や新たな産業展開に対応した付加価値の高い工業の集積と生産拡大に向け、必要な用地の確保を図る。特に、知識集約

型産業などの集積に必要な用地を確保するとともに、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地の有効利用を促進する。

その他の宅地については、市街地の土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を図るとともに、既存商店街の高付加価値化を図り、まちなかにおける多様な交流や活動が行われ、歴史と伝統を継承しつつ新たな文化を創造する場としての持続力ある商店街づくりを支援する。

(6) 中山間地域

平野の外縁部から山間地において、特に自然と人の活動との境界、接点となる中山間地域については、農林業の施業や、里山などの身近な森林資源の体験・交流など、人と自然の多様な関係の場であり、さらに自然災害の防止や有害鳥獣の対策など重要な機能も併せ持つ場でもあることから、地域活力の維持向上、自然環境の保全双方につながるよう、地域の実情に配慮し適切な土地利用に努める。

(7) 沿岸域

沿岸域については、漁業や漁港の持つ経済的機能に加え、各種海洋レクリエーションや交流・学習の場の提供、環境保全、海難救助への貢献等多面的な機能を有していることから、その地域の自然的特性や経済的、社会的現状を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、限られた土地を有効に活用し、地域活力の維持向上につながるよう適切な土地利用に努める。この場合、海岸ごみの清掃など沿岸域の景観及び多様な生態系等の自然環境の保全に十分配慮する。

(8) その他

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設や厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、住民の生活水準の向上と多様化するニーズを踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、災害時における安全性の確保と防災機能に配慮する。

耕作放棄地については、市土の有効利用、環境や景観保全の観点から再耕地化を努めて推進するとともに、地域の実情に応じて周辺土地利用との調整を図りながら土地利用の転換を図る。

風力・太陽光発電等の再生可能エネルギー供給施設の設置については、生活環境、自然環境、歴史・文化的資源等の保全に配慮し、事業者と市民の相互理解のもとで、再生可能エネルギー利用の円滑な推進を行う必要がある。

第3章 市土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は令和13年とし、基準年次は令和元年とする。
- (2) 市土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、令和2年国勢調査結果で人口122,347人、世帯数45,666世帯に対し、第2期鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略における鶴岡市人口ビジョン等を元に、令和13年において、それぞれ110,641人、45,085世帯になるものと想定する。
- (3) 市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。
- (4) 市土の利用に関する基本構想に基づく令和13年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりと見込まれる。

なお、市土の利用区分ごとの規模の目標については、市土利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、利用区分別に必要な土地の面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めた。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

	令和元年	令和8年	令和13年	構成比			増減率
				R1	R8	R13	R13/R1
農用地	18,150	18,100	18,053	13.8	13.8	13.7	99.3
農地	18,150	18,100	18,053	13.8	13.8	13.7	99.3
採草放牧地	0	0	0	0.0	0.0	0.0	-
森林	95,866	95,841	95,808	73.1	73.1	73.1	99.9
原野	0	0	0	0.0	0.0	0.0	-
水面・河川・水路	3,929	3,930	3,930	3.0	3.0	3.0	100.0
道路	4,094	4,121	4,157	3.1	3.1	3.1	101.5

宅 地	3,387	3,447	3,504	2.6	2.6	2.7	103.5
住宅地	2,070	2,093	2,115	1.6	1.6	1.6	102.2
工業用地	174	190	206	0.1	0.1	0.2	118.4
その他の宅地	1,143	1,151	1,157	0.9	0.9	0.9	101.2
その他	5,727	5,725	5,725	4.4	4.4	4.4	100.0
合 計	131,153	131,151	131,151	100.0	100.0	100.0	100.0

令和元年の数値は山形県統計年鑑数値

道路は一般道路及び農

林道

2 合計面積は令和 ^{地域別の概要} 3年 (地域区分) 10月1日現在 131,151ha (国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)

2 地域別の概要 (地域区分)

地域区分は、市土地利用の現状、自然的、社会的、歴史的諸条件を勘案して、北部地域、東部地域、南部地域、南西部地域、西部地域、南東部地域の6地域区分とする。

地 域 名	地 域 の 範 囲
北 部 地 域	鶴岡地域市街地、鶴岡地域平野部 (斎地区、大泉地区、京田地区、栄地区、大山地区、西郷地区、上郷地区、黄金地区) 藤島地域平野部 (藤島地区、東栄地区(一部を除く)、八栄島地区、長沼地区、渡前地区) 羽黒地域平野部 (泉地区(一部を除く)、広瀬地区(一部を除く)) 榎引地域平野部 (木荒代地区と宝谷地区以外) 朝日地域中部 (熊出地区、東岩本地区(一部を除く))
東 部 地 域	藤島地域中山間部 (東栄地区の一部) 羽黒地域中山間部 (手向地区、泉地区の一部、広瀬地区の一部) 榎引地域中山間部 (木荒代地区、宝谷地区) 朝日地域東部 (大網地区)
南 部 地 域	朝日地域中部・南部 (東岩本地区の一部、本郷地区、名川地区、大針地区、大泉地区、大鳥地区)
南西部 地 域	鶴岡地域中山間部 (湯田川地区、田川地区) 温海地域中山間部 (山戸地区、温海地区の一部、念珠関地区の一部、福栄地区)
西 部 地 域	鶴岡地域沿岸部 (湯野浜地区、加茂地区、豊浦地区) 温海地域沿岸部 (温海地区(一部を除く)、念珠関地区(一部を除く))

南東部 地 域	磐梯朝日国立公園
---------	----------

(1) 地域別の展開方向

ア 北部地域（主に市街地、農村地域）

この地域は、赤川流域に広がる庄内平野一帯を概ねの範囲としており、本市において人口、都市機能等の集積が最も高く、本市の核として中心的役割を果たしている地域である。

市街地については、特に鶴岡市街地において、新産業の集積や既存産業の高度化、中心市街地の活性化などを積極的に推進する一方、市域全体として人口減少が進行していることから、市街地の拡大は抑制するとともに、既成市街地における低未利用地の活用や既存ストックの有効活用に配慮し、人口規模に応じたコンパクトプラスネットワークによる質の高い市街地の形成を図る。

市街地以外の農村地域は、稲作、畑作、果樹、畜産、施設園芸等、本市における農業生産の中心的な地域である。平坦地の大部分が大規模ほ場に整備され、機械化一環作業体系も確立されている。また一部丘陵地帯では田畑や樹園地での体験型農業や観光農園等の取組みも進んでいる。土地利用としては農業的資源を優先的に保全し、農用地の適切な維持管理を推進するとともに、生産活動と調和した快適な居住環境を維持する。

イ 東部地域（主に中山間地域）

この地域は、庄内平野の東方外縁に位置し、中山間地、丘陵、森林など多様な自然環境があり、稲作、畑作、果樹、畜産など多彩な生産活動が展開され、産地が形成されている。特に丘陵地帯では田畑や樹園地での体験型農業や観光農園等の取組みが進んでおり、グリーンツーリズムの推進を図っていくとともに、月山高原や木荒代地区、宝谷地区を核とした観光・交流機能を一層強化する。土地利用としては農業的資源を優先的に保全し、農用地の適切な維持管理を推進するとともに、生産活動と調和した快適な居住環境を維持する。

さらに、この地域は磐梯朝日国立公園出羽三山地域に近接し、世界に誇れる歴史文化と自然・景観が受け継がれてきた貴重な地域特性を有しており、その保全と整備に努める。再生可能エネルギー供給施設の設置については充分配慮する必要がある。

なお、地域内には多数の土砂災害危険箇所が存在することから、市民生活の安全性の確保に努める。特に大網、田麦俣周辺は地すべり危険地区が集中しており、今後も計画的な対策工事を進める。

ウ 南部地域（主に中山間、山村地域）

この地域は庄内平野を潤す赤川の源流地域で、平野部の裾野から中山間地に集落が点在している。

地域の大半を森林が占めており、市土保全等の公益的機能において重要な役割を果たしている。他地域に比べ標高が高く、稲作に加え山菜や茸など特産林産物の生産が盛んであり、冬期間は豪雪地帯となる地域である。道路整備等生活の利便性を向上させつつ、農用地・林地について山間部の特性を生かした特産物の生産拡大を行う等、有効な土地利用を図る。また、森林と人との豊かなふれあいの機会や教育の場としての総合的利用を促進するため、多様な森林の造成、施設利用等の整備に努めるほか、水源涵養林として森林の保全管理に努める。

なお、地域内には多数の土砂災害危険箇所が存在することから、市民生活の安全性の確保に努める。

エ 南西部地域（主に山村地域）

この地域は、その大半を森林が占めており、市土保全等の公益的機能において重要な役割を果たしている。他地域に比べ標高が高く、森林が多くを占め県内有数の林業地であるとともに、冬期間は豪雪地帯となる地域である。

土地利用においては、日本海沿岸東北自動車道その他幹線道路の整備等により農用地や森林の減少が見込まれるが、生産基盤の整備とあわせ、農用地や森林の適切な維持管理等を通じ、有効利用を図る。また、水源涵養、資源の循環利用を重視する森林として適切な森林施業計画の導入や林道網の整備を推進する。

なお、地域内には多数の土砂災害危険箇所が存在することから、市民生活の安全性の確保に努める。

オ 西部地域（主に沿岸域）

この地域は、日本海に沿った一帯の地域である。風光明媚な海岸線は庄内海浜県立自然公園に指定されている。

大半は森林で占められ、防風、砂防等の災害防止において極めて大きな役割を果たしている。また、地域内には、港湾、漁港、温泉、海水浴場等を抱え、湯温海と鼠ヶ関に市街地を有している。

土地利用においては、日本海沿岸東北自動車道その他幹線道路の整備等により農用地や森林が減少することが見込まれるが、適切な森林経営計画の導入や林道網の整備の推進とあわせ、農用地や森林の適切な維持管理等を通じ、有効利用を図る。

一般道路及び宅地は幹線道路網の整備、農漁村集落の環境整備等により増加が見込まれる。しかしながら、総じて都市的土地利用を図るべき土地が限られているため、自然環境の維持保全に配慮しつつ、適地の開発を進めるとともに、土地利用の実態を踏まえ、低未利用地と既存施設の有効活用に努める。なお、地域内には多数の土砂災害危険箇所が存在することから、市民生活の安全性の確保に努める。

カ 南東部地域（森林保全地域） この地域は、出羽三山地域と大朝日岳、西朝日岳、寒江山、以東岳等からなる朝日地域にまたがる、磐梯朝日国立公園が広大に広がっている。市土保全等の公益的機能において重要な役割を果たしており、その保全に努める。また、信仰の道として知られる出羽の古道六十里越街道や大鳥池等、自然景観等の資源を有効に活用し振興を図る。

第4章 本計画を達成するために必要な措置の概要

第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、市土利用の基本方針に基づきながら、市土の利用については、公共の福祉を優先するとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び歴史文化的諸条件に応じて有効かつ適正な利用が図られるよう努める。このため、土地利用に関する各種規制措置、誘導措置の活用等を通じた総合的な対応を図る。

1 市土の適切な利用の推進と管理

(1) 既存ストックを活かした市土の利用

- ①人口減少が進むなか、今後の社会経済構造の大きな変化に対応しうる基盤整備を推進するために、より長期的な視野に立った計画的な投資を進める必要がある。そのため、社会資本の有効利用方策等ソフト的な施策も含め、重点的、効率的な投資に努める。
- ②これまで蓄積された公共用施設等の社会資本ストックについて、効率的、効果的な維持管理により無駄なく有効に活用し、快適な居住環境の形成を図る。
- ③公共用施設の多用途（他用途）転用などによる有効利用を推進する。施設の運営についても地域の実情に応じ効率的な手法を幅広く検討し実施する。
- ④社会資本の保全状況を把握・分析し、将来的な負担を平準化・低減化と、長期にわたり有効に活用するための公共施設等総合管理計画による適切なマネジメントの推進、施設の長寿命化及び官民連携手法による整備を推進する。

(2) 土地利用転換の適正化

- ①土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、地域的条件や社会経済条件等を総合的に勘案し、適切な利用転換への誘導を行う必要がある。
- ②農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

- ③森林の利用転換を行う場合には、森林の保存育成と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化や自然景観の破壊等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して周辺の土地利用との調整を図る。
- ④大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含め事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。この場合、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、鶴岡市総合計画等地域づくりの総合的な計画、公用・公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。
- ⑤都市と農村の接点部等、市街化調整区域において土地利用の転換を行う場合には、無秩序な市街地の拡大につながらないよう都市計画諸制度を適正に運用し、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

(3) 市土の有効利用の促進

- ①農用地については、農産物の加工・流通・販売による所得の確保、農業生産基盤及び農業生産施設・流通施設等整備事業の促進、耕作放棄地の再生など、農業農村基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的で安定的な農業経営を営む者への農用地の集積、集落営農の組織化、新規就農者の育成・確保、農作業の受委託の促進等により、有効利用を図る。
- ②森林については、木材生産等の経済的機能及び環境資源等としての公益的機能を増進するため、森林のもつ多様な機能を踏まえ、健全な森林資源の維持増進を図ることとする。その上で担い手の育成や生産・流通体制の整備による地元林業の確立を図ることにより、森林資源の整備を計画的に推進する。その際、森林の自然とのふれあいの場、教育の場等としての総合的な利用を促進するため、多様な森林の造成・管理と利用施設等の整備を図る。
- ③水面・河川・水路については、治水及び利水の機能の発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。
- ④道路のうち一般道路については、今後の交通需要等長期的な見通しに立って、計画的に幹線道路と生活道路の整備を図る。この場合、特に、新潟県境部分朝日～温海間におけ

る日本海沿岸東北自動車道の早期開通については、あらゆる方面から強力に促進し、高速交通網の整備を推進するとともに地域活性化につながる道路休憩施設を整備する。また、地域の活性化と広域的な連携強化に向け、安全で快適な道路空間を確保し、大地震や津波に備えた防災機能や沿道の景観の向上を図るとともに、電線・電話線の地中化など面的な土地利用に配慮する。農林道については、一般道路との連携を保ちながら、土地改良事業、林道開設事業等の推進により適切に整備を図る。

- ⑤住宅地については、道路、公園、下水道等居住環境の整備を推進するとともに、長期的な需給見通しに基づき、計画的にゆとりとうるおいのある良質な宅地の供給を促進する。また、防災性の向上と快適な居住環境の確保に配慮する。

空き地・空き家等低未利用地について、防犯・防災の観点での対策の検討や、利用可能な空き家の再生など地域の活性化につながる活用の推進・支援、居住環境の整備などにより、その利用促進、発生を抑制を図る。

- ⑥工業用地については、国内外の工場の立地動向を踏まえながら、産学連携、企業間連携を推進し、独自の技術や付加価値の高い製品などを持つ企業の集積や農林水産物の加工等工場産品の高付加価値化などを目指し、企業の新規立地と既に地域に根ざした企業の事業拡大を促進する。その際、地域社会との調和及び公害防止対策の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のもの等の有効利用の促進を図る。

- ⑦その他の宅地については、市街地の土地利用の高度化や低未利用地の有効利用の促進、商業機能等の活性化及び良好な環境の形成に配慮する。

(4) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等の土地利用関係法の適切な運用と、山形県土地利用基本計画および本計画等地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整と適正な市土利用の確保を図る。その際、国土利用計画法等に基づく土地取引届出制度等の適切な運用、地価動向の的確な把握により、適正な土地取引と有効利用を推進する。

2 市土における景観と自然環境の保全

(1) 美しい景観の保全・形成

- ① 広大な田園や豊かな山林、沿岸域等の適切な維持管理により、緑資源、緑地空間及び水資源、水辺空間の積極的な保全・創出を図り、緑や水とのふれあいの場を確保するとともに、住民にゆとりや安らぎを与える健康増進・レクリエーション空間の形成を図る。
- ② 歴史的風致の維持向上、史跡・文化財の保護等を図り、特性や文化・歴史的資源を活かしたまちづくりを進め、個性ある景観を形成する。
- ③ 景観の保全・創造を図るため、構造物や屋外広告等の規制を含め、周辺の自然景観と一体となった景観保全対策を推進し、良好な街並みや水辺景観の形成、農山漁村景観の保全を図る。

(2) 自然と共生する市土の形成

- ① 農用地や森林、沿岸域の持続的な管理による多面的機能の維持、水資源、緑地・水辺空間等の積極的な保全・創出を図り、自然浄化能力の維持回復を通じ、水環境への負荷の低減を図る。
- ② 本市の豊かで多様な自然環境を保全するため、原生的な自然については、開発行為等の規制による保全を図るとともに、在来の野生動植物の生息・生育、希少性の観点から見て優れている自然については、適切な農林漁業活動や必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持形成を図る。また、生物の多様性を確保する観点から、生態系としての維持拡充に配慮しながら、それぞれの特性に応じた自然とのふれあいの場を確保する。
- ③ 地球環境保全に向けた取組みを推進するため、太陽光や風力、小水力などの再生可能エネルギーや、木質をはじめとするバイオマスなどの未利用資源の活用など、地域の特性に応じ、脱炭素化社会の形成に向けた取組みを進める。
- ④ 本市に豊富に存在し二酸化炭素の吸収源となる森林や、都市等の緑地の適切な保全・整備を図るとともに、木造住宅や公用・公共用施設への地域産材の利用等、地元の木材の利用を推進する。
- ⑤ 大気保全、騒音・悪臭等の防止、河川・湖沼等の水質保全と浄化及び土壌汚染の防止等の対策を推進するほか、地盤沈下等地下水障害の防止に向けて、地下水の過剰揚水の抑制や雨水の地下浸透対策の促進を図る。

3 市土の安全性の確保

(1) 安全で安心な市土の整備

- ①市土の保全と安全性の確保のため、治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用との適合性、土砂災害、洪水、地震、津波、豪雪、雪崩等への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止等土砂災害対策及び海岸保全事業等の推進による市土保全施設の整備を推進する。
- ②森林の持つ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めるとともに、適正な森林施業を通じて森林の管理水準の向上を図る。その際、林道の整備等地域産材の生産・流通及び加工段階における条件の整備や林業の担い手の育成等を進め、林業生産と森林管理のための基盤の強化を図る。
- ③地域社会の安全性を確保するため、建築物の耐震化促進、市有施設などの適切な維持保全、安全な水の安定供給及び効率的な下水処理環境の整備に努める。また、市街地等の整備等に当たっては、防災性の向上に十分に配慮し、良好な居住環境の整備を図る。
- ④日本海沿岸東北自動車道の早期開通、羽越本線の高速化・安定輸送、庄内空港の運行拡充など高速交通網の整備充実を強力に推進し、道路、鉄道、航空ネットワークの機能強化を図り、市土の利便性を一層高めていく。
- ⑤公共用施設や交通施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点から高齢者や障害者等の利用と利便性に配慮する。特に冬季間の道路や歩道の除排雪については、市民との協働に取り組みつつ一層適切に進める。また、公共交通機関の維持をはじめ、中心市街地の公共交通の利便性の向上など、市民の日常生活を支える交通ネットワークの整備を推進する。

4 多様な主体の連携・協働による市土の運営

(1) いきいきした市土の創造

- ①市民、地域、行政、学術研究機関、企業などの多様な連携・協働で、地域の「総合力」を発揮して、市内で生まれた農林水産物や製品、サービスなどの付加価値をより高め、新しい産業を創出し、地域活性化と雇用の確保を図っていくため、新たな仕組みづくりを進める。

- ②中心市街地の活性化や、地域の歴史、文化、景観等の地域資源を活用した体験型観光の推進、高速交通・広域交通体系の整備を契機とした他地域との交流・連携型の地域づくりの推進を図る。
- ③地域の振興、整備にあたっては、鶴岡市総合計画に定められた施策の大綱を基本に、今後の情勢変化を的確に捉えながら、本市の持つ地域特性を総合的かつ高度に発揮するための諸条件の整備を推進する。また、庄内の中核都市として、定住自立圏の中心市としての役割を果たし、都市機能及び生活環境の整備を積極的に推進する。
- ④市土の適切な利用促進のため、国土及び自然環境保全等に関する情報の収集を図るとともに、市民の理解を得るために土地利用に関する情報の普及啓発に努める。

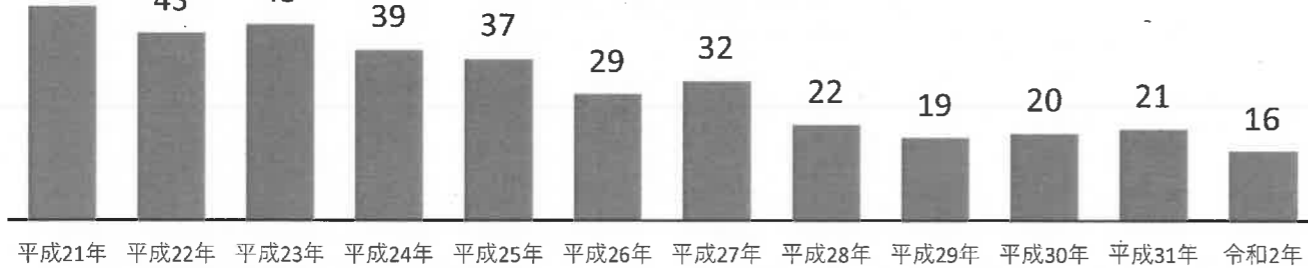
現状と課題

- ◆人口減少・少子高齢化が進み、この12年間で人口は、2,686人減少（年平均224人）、令和3年3月末の高齢化率は、47.6%、令和2年度の出生数は16人
- ◆人口減少の半数以上は自然減。出生数が減少し、団塊の世代の高齢化により自然減は今後も増加する
- ◆人口減少や少子高齢化による市場規模の縮小にコロナ禍も重なり、昨年度、日常生活に不可欠な「生活インフラ（基盤）」が一気に脆弱化（スーパー、銀行、ガソリンスタンド、宅配便営業所、保育園等の閉店・閉所）
- ◆生活が不便になることで人口流出を加速させ、更に商圈居住人口が減る悪循環
- ◆地域人材が不足すると、地域活力が減退し、自助努力で地域を維持していくことが困難に

温海地域人口推移 (鶴岡市住民基本台帳より 単位:人)

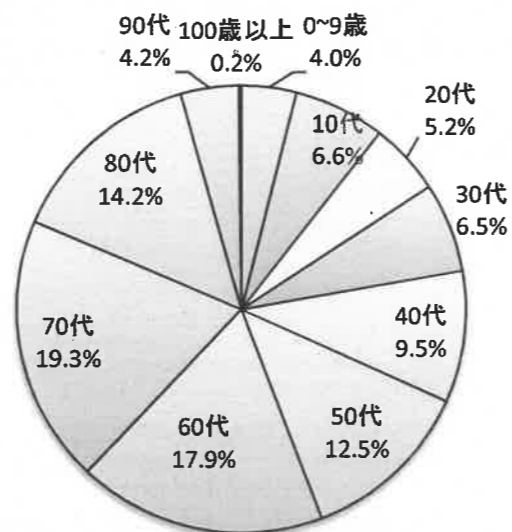


温海地域出生数推移



【令和3年3月末時点年代別人口】

年齢	人数	構成比
0～9歳	267人	4.0%
10代	442人	6.6%
20代	351人	5.2%
30代	435人	6.5%
40代	639人	9.5%
50代	840人	12.5%
60代	1,205人	17.9%
70代	1,300人	19.3%
80代	957人	14.2%
90代	283人	4.2%
100歳以上	13人	0.2%
合計	6,732人	100.0%



人口減少対策の柱

1. 産業の振興 ～就労の受け皿づくり
2. 生活環境の維持・改善 ～住み続けるために
3. 住民の健康づくり ～地域人材の維持
4. 教育環境の充実 ～明日に向けた投資
5. 人材の確保 ～新たな人材の獲得

R4年度地域まちづくり未来事業と5本の柱の関係

- ①あつみ温泉の魅力の向上と賑わいの創出
 - ・あつみ温泉集客イベント実施事業
 - ・あつみ温泉魅力向上事業
- ②日沿道延伸を活かした鼠ヶ関周辺地域の活性化
 - ・はなさき路の賑わいづくり事業
 - ・紅えび新商品開発プロジェクト事業
- ③自然・歴史・文化を活かした交流人口・関係人口の拡大
 - ・あつみ体験旅行推進事業
 - ・温海地域支援ネットワーク推進事業
 - ・地域おこし協力隊事業
 - ・地域資源集約観光コンテンツ整備事業
- ④農林水産資源のブランド化
 - ・温海地域在来作物振興事業
 - ・温海地域中山間集落モデル農林業実践事業
 - ・温海地域小ロット農産物生産振興事業
 - ・温海地域伝統的工艺品振興事業
- ⑤次代を見据えた自治機能とコミュニティ拠点の機能強化
 - ・温海地域ICTを活用した課題解決研究事業
 - ・温海地域避難所施設機能強化事業
- ⑥海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備
 - ・温海地域高等学校等生徒通学費支援事業
 - ・養蚕環境整備事業
 - ・温海地域遊休資産等利活用に向けた市場調査事業、
 - ・自然資源を活かした教育環境整備による定住促進事業、

産業振興

人材確保

産業振興

生活環境

産業振興

教育環境

温海地域への地域おこし協力隊の導入について

国の方針

●まち・ひと・しごと創生基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

地方創生3つの視点

I ヒューマン～地方へのひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～

○地域における人材支援の充実

地方の地域課題は深刻化し、地域のみでの解決は難しく、都市部の知識やノウハウの移転と、**地域外の人材の定着を図り、地域の課題解決の原動力としていくことが重要**

4つの基本目標

【基本目標2】地方とのつながりを築き、地方への人の流れをつくる

東京圏への一極集中の是正に向けて、若者等の夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを支援

(1) 地方への移住・定着の推進

① 地方移住・移転の推進

・**地域おこし協力隊を2024年度に8,000人に増やす目標に向けて、応募者のすそ野の拡大に取り組む**

・**任期終了後の定住・定着を支援する**

国の施策

●総務省 令和4年度予算（案）

II 活力ある地方創り 6 地方への新たな人の流れの強化

【1】地域おこし協力隊の強化等

(1) 地域おこし協力隊の強化など地方への移住・交流の推進 【予算】4.1億円

・制度概要：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る

・地方財政措置：取組自治体に対し、概ね次の経費を特別交付税措置

①活動に要する経費として、隊員1人あたり470万円上限

②隊員の募集等に要する経費、1団体あたり200万円上限 等

地域おこし協力隊の実績

総務省「令和2年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」より

●令和2年度の隊員数は、前年度から115名増の5,464名 ※R6の目標8千人

●任期終了した隊員の約4割は女性、約7割が20代・30代

●任期終了後、活動地に定住50.7%、**近隣市町村含めると63.0%が定住**

※山形県の定住率（近隣市町村含む）は、57.3%

本市・庄内地域の地域おこし協力隊の状況

○庄内地域の地域おこし協力隊員（3月1日現在）

	令和2年度※	現在	募集中	募集業務
酒田市	5人	4人	2人	八幡地区（※旧町、飛島への配置方針）
三川町	1人	0人	-	-
庄内町	10人	8人	1人	地域商社・庄内町ブランド創生
遊佐町	6人	5人	3人	DX推進支援/遊佐高留学生支援(2)
鶴岡市	3人	0人	1人	ほとりあ 自然学習交流推進員
合計	25人	17人	7人	

※総務省「令和2年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」より

地区	期間	受入	隊員数	定住人数
大鳥地区	平成25年5月1日～平成28年4月30日	大鳥地域づくり協議会	2人	2人
福栄地区	平成27年5月1日～令和3年3月31日	福栄地域協議会「福の里」	6人	3人
宝谷地区	平成30年8月1日～令和2年9月30日	保谷地区活性化推進委員会	2人	0人
		計	10人	5人

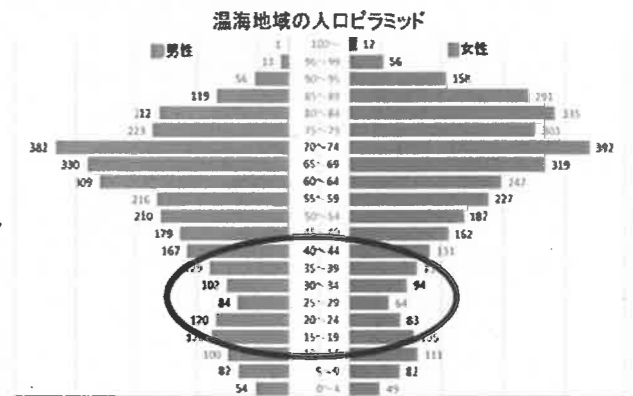
令和4年度温海庁舎地域まちづくり未来事業

●温海地域の現状

人口流出、少子高齢化が進み、
地域の人材不足は深刻

自助努力のみでの地域コミュニティ
や地域経済の維持は困難な状況

地域を支える人材を外部から



●地域おこし協力隊の導入

【協力隊のミッション】

1. 教育環境の充実による定住の促進
2. 温泉観光地としての魅力づくりの推進
3. 新道の駅を見据えた地域資源の磨き上げ

●任期終了後の定住に向けた支援

●関係人口としての地域外からの関わりづくり

定住促進、
産業振興、
地域活力の
維持・強化へ

総合計画での位置づけ

7-(6)-イ 自然・歴史・文化を生かした交流人口

-工 海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要（全体）	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	
							※実施状況（2月末時点）	令和4年度事業計画（方針）
1	拡充	産業建設課	基本方針（1） あつみ温泉の魅力の向上と賑わいの創出	温海公園（ばら園）整備事業	開園から50年以上経過し老朽化が進んだ温海公園（あつみ温泉ばら園）を改修し、あつみ温泉の観光の拠点、市民の憩いの場としてリニューアルを進める。	行財政改革推進プランに掲げている温海公園（ばら園）の指定管理者制度への移行を見据え、地元の関係機関（魅力づくり推進委員会、熊野神社、(株)YUKAI）と連携しながら、経年劣化が進んで危険な状況となっている施設の改修を進める。神社庁と工事内容について協議。	R3.4.21 熊野神社の宮司と打合せ R3.4.22 都市計画課と打合せ R3.6.28 ばら園の維持管理業者の(株)YUKAIと打合せ R3.7.1 地元説明会開催 （あつみ温泉魅力づくり推進委員会） R3.7.13 市長ヒアリング実施 R3.8.24 熊野神社の宮司と打合せ R3.8.31 照明灯更新工事について、自治会、観光協会等へ情報提供 R3.9.8 長徳寺と打合せ R3.9.22 都市計画課と現地視察・打合せ R3.10.25 熊野神社の宮司・(株)YUKAI榎本肇氏と現地立会の上、整備計画案について説明 R3.12.10 照明灯更新工事完成 R4.3.9 R4年度事業計画について都市計画課と打合せ R4.3月中旬 ばら園整備計画案について地元説明 （(株)YUKAI、熊野神社、温海温泉自治会）	令和4年度は、 <u>地域まちづくり未来事業ではなく、市全体の公園整備に位置付け、「温海公園整備事業」として実施する予定。</u> ○地元関係者への事業説明 ○実施設計業務委託
2	継続	産業建設課	基本方針（1） あつみ温泉の魅力の向上と賑わいの創出	あつみ温泉集客イベント実施事業	民間主導の集客効果の高いイベント開催を支援する。「あつみ温泉開湯1200年」「庄内藩の湯役所設置400年」の節目の年に、地域の旅館・商店など関係者と協議しながら、地域が一体となったイベントを開催し、更なる誘客に努める。	あつみ温泉開湯1200年記念イベントとして、あつみ温泉御湯興まつりの開催を支援する。	①あつみ温泉魅力づくり推進委員会が9月1日付けで市長、議長、支所長に案内文を送付。 ②10月2日「あつみ温泉開湯1200年記念式典及びあつみ温泉お湯興まつり」を開催。 ③12月14日「あつみ温泉まちの魅力づくり有識者意見交換会」を開催。	①令和4年度は、酒井家庄内入部400年、あつみ温泉ばら園に殿様の薔薇が植樹されてから10周年。 ②あつみ温泉ばら園へのバラの植樹及びあつみ温泉と酒井家の関わりについて記念講演会を開催予定。
3	継続	産業建設課	基本方針（1） あつみ温泉の魅力の向上と賑わいの創出	あつみ温泉観光戦略策定事業	あつみ観光協会や温海温泉旅館組合、地域住民、行政が連携し、あつみ温泉の中長期的な戦略策定を目指す。策定にあたっては、住民ワークショップの開催やまちづくりアドバイザーから指導助言を受ける。	温海地域の観光戦略策定に向け、専門家を交えたワークショップやセミナーを開催する。	・4月 観光戦略の骨子について、あつみ温泉魅力づくり推進委員会の相澤会長と協議。 ・9月 観光戦略案について、あつみ温泉魅力づくり推進委員会の相澤会長と協議。記載内容のブラッシュアップ。 ・9月～庁内検討 ・2月 あつみ温泉の魅力向上にかかる今後の事業展開打合せ ・3月下旬 地元住民を交えあつみ温泉観光戦略を確認	令和3年度事業終了

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要(全体)	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	
							※実施状況(2月末時点)	令和4年度事業計画(方針)
4	R4新規	産業建設課	基本方針(1) あつみ温泉の魅力の向上と賑わいの創出	あつみ温泉魅力向上事業	令和3年度に策定したあつみ温泉観光戦略に基づき、具体的な実践策について「まちづくりアドバイザー」を委嘱して、より効果的な温泉街づくりに資するよう指導助言を仰ぐ。観光客の立ち寄り施設であるあつみ温泉の足湯を修繕し、クオリティ向上を図る。	※令和4年度新規事業	※令和4年度新規事業	①観光庁専門家派遣事業を活用し、あつみ温泉の魅力向上の取組について、 <u>専門家を招聘し、指導・評価分析</u> を仰ぐ。 ②あつみ温泉内に整備した3つの足湯の計画的なリフレッシュに取り組む。令和4年度は、足湯カフェチットモッシュ併設の足湯「 <u>もっしえ湯</u> 」のリフレッシュを支援する。
5	拡充	産業建設課	基本方針(2) 日沿道延伸を活かした鼠ヶ関周辺地域の活性化	はなさき路の賑わいづくり事業	専門家、有識者を招聘したワークショップ等を開催し、浜茶屋周辺施設の再整備や恋する灯台の活用等を検討し、まちづくりの方向性を共有する。そのうえで必要な施設整備を進める。	はなさき路整備検討委員会でまちづくりアドバイザーを招聘し、鼠ヶ関地区の活力ある地域づくりに向け、はなさき路観光基本戦略を策定する。 観光誘客のための観光地魅力づくり事業として、恋する灯台等のPRに向けた誘導案内看板等の製作を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 整備検討委員会の開催にあたり、コロナ禍の講師招聘が難しいため、地域活性化企業人交流プログラムによる派出人材(ANA総研)と連携し検討会議を開催した。 整備検討委員会を4/6、7/6、10/26に開催。観光基本戦略づくりのため、9~12月の間、鼠ヶ関地域の団体を対象に<u>地元若者ワークショップ</u>を開催。 鼠ヶ関小学校発の弁天島周辺のイルミネーション設置を後押し。 今後、整備検討委員会やワークショップにおける意見や想い等を踏まえ、観光戦略づくりを進める。 次回第4回委員会を2/15に予定していたが、まん延防止等重点措置期間のため延期。 はなさき路観光案内看板製作設置(3/25完成予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中に策定するはなさき路観光基本戦略をもとに、将来の鼠ヶ関IC(仮称)建設を見据えた地域への観光誘客と、持続可能な地域の魅力づくり、地域振興に向けた戦略の具現化を図る。 鼠ヶ関はなさき路周辺の賑わいと魅力創出を図るため、<u>弁天島遊歩道にイルミネーションを設置</u>する地元主体の取組みを支援
6	継続	産業建設課	基本方針(3) 自然・歴史・文化を生かした交流人口、関係人口の拡大	あつみ体験旅行推進事業	地域資源を活用した体験型観光の推進や教育旅行の誘致により地域経済の活性化を図るとともに、事業推進の過程で人材育成を図る。	体験型観光の推進に取り組むNPO法人自然体験温海コーディネットの活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 一般の体験申込の受入れとともに、県内外の旅行会社からの教育旅行を受け入れ。 教育旅行受入数43校 ※R2の6倍増(小20, 中19、高3、専1) [県内:村山30, 置賜5、庄内3、県外:仙台4、新潟1] 体験受入数4,527名 ※R2の2倍増(※) R3.12.19現在 令和4年度の教育旅行の申込予約状況は、県内1校、県外10校。 次年度のSDGs教育旅行の受入推進に繋がるよう旅行代理店と連携したプロモーション活動を展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> 温海地域がSDGs教育旅行の受け皿(聖地)となるよう、旅行代理店へ企画・提案を強化。 NPO職員を<u>増員し体制を強化</u>。 温泉や観光体験先等と連携した取組みを更に発展、推進。 新たな体験コンテンツの造成、試行など、NPOの活動が自走できるよう支援を継続。

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要(全体)	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	
							※実施状況(2月末時点)	令和4年度事業計画(方針)
7	拡充	総務企画課	基本方針(3) 自然・歴史・文化を生かした交流人口、関係人口の拡大	温海地域支援ネットワーク推進事業	関係人口を受入れ、活用できる体制をつくる。新たな「地域づくりの担い手」となる人材を受け入れることで、人口減少が背景となって発生する諸課題の解決を図る。	<p>①明日の芽を育てるプロジェクト 高校生を対象にSNSを活用した情報発信講座を開催し、地元を離れても関係人口として地域に関わる仕組みをつくる。</p> <p>②温海くらし&しごと体験事業 地方へ関心のある若者が、地方で「楽しみ働く」という新しいライフスタイルを体験することにより、関係人口の増加や移住定住に繋げる。</p> <p>③東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラム(2年目) 東京大学の学生が、温海地域の関係人口創出に向けて、地域住民と交流しながら「関わりしろ」調査、検討し施策をまとめる。</p>	<p>①高校生を対象とした「あつみインフルエンサーになろう! SNSを活用した情報発信講座」全3回実施した。10月9日(土)【オンライン】、11月3日(水)【現地活動】、11月20日(土)【オンライン】</p> <p>②山形県外在住の20代~30代を対象とした「温海くらし&しごと体験事業プログラム」を2月4日(金)~6日(日)(事前ミーティング【オンライン】を1月27日(木))に実施する予定だったが、山形県内及び鶴岡市内の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み開催中止とした。定員5名(先着順)として、すでに4名(神奈川県在住者3名、宮城県在住者1名)より参加申込を受けていた。(1月20日時点)参加申込者4名に対しては、今後、鶴岡市において、移住希望者向け体験等を開催する際に情報提供する予定。</p> <p>③東京大学の学生5名が6月~2月の間に、オンライン交流や現地活動等を行い、温海地域の関係人口創出の施策案をまとめ、地域の方々と意見交流を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月7日 東大FSプログラムワークショップ ・11月13日~14日 第1回現地活動 ・2月21日~23日 第2回現地活動(22日施策発表会)地域住民、関係団体等から16名参加 ・その他にオンラインインタビューや小・中学生へアンケート調査を実施。 	<p>①明日の芽を育てるプロジェクトとして、高校生~20代を対象とした「あつみインフルエンサーになろう! SNSを活用した情報発信講座~あつみの〇〇~」(全3回、定員10名)を実施し、講座をシリーズ化する。(令和4年度は〇〇=観光)</p> <p>②リビングソフト支援事業として「温海くらし&しごと体験事業プログラム」を実施する。令和3年度に短期滞在プログラムを実施出来なかったため、令和4年度は、短期滞在または中長期滞在(1ヶ月:定員1人)を実施する方向で検討する。</p> <p>③東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラムへの参加(3年目)</p>
8	R4新規	産業建設課	基本方針(3) 自然・歴史・文化を生かした交流人口、関係人口の拡大	温海地域魅力発信事業	<p>・鶴岡市の南の玄関口となる鼠ヶ関の「新道の駅」等で提供する温海地域の<u>地域資源を活用した観光コンテンツを造成</u></p> <p>・<u>地域おこし協力隊1名を配置。</u> (あつみ観光協会配置を想定)</p>	※令和4年度新規事業	※令和4年度新規事業	<p>・鶴岡市の南の玄関口となる鼠ヶ関の「新道の駅」等で提供する温海地域の<u>地域資源を活用した観光コンテンツを造成。</u></p> <p>・<u>地域おこし協力隊1名を配置。</u>(あつみ観光協会配置を想定)</p>

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要（全体）	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	
							※実施状況（2月末時点）	令和4年度事業計画（方針）
9	R4新規	総務企画課	基本方針（3） 自然・歴史・文化を生かした交流人口、関係人口の拡大	温海地域教育環境充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ・温海地域の教育環境の整備やあつみ地域未来塾の拡大。 ・地域コーディネーターの配置及び育成 ・地域おこし協力隊員を1名を配置。 	※令和4年度新規事業	※令和4年度新規事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あつみ地域未来塾の拡大のため、事業計画から受講生の募集、講師の確保、事業運営等のニーズやカリキュラムを検討。地域コーディネーターとしてのスキルを研修等により支援。 ・各保育園で取り組んでいる生きる力を育む、豊かな心を育てる、非認知能力を伸ばす教育と学校教育との連携を地域や関係機関と進める。
10	継続	産業建設課	基本方針（4） 農林水産資源のブランド化	温海地域在来作物振興事業	<p>古くから栽培されている在来作物「焼畑あつみかぶ」「越沢三角そば」の継承や認知度向上により、生産者の所得向上と地域経済の活性化を図る。</p> <p>①焼畑あつみかぶ 安定生産体制の確立とプロモーション活動の強化</p> <p>②越沢三角そば そば栽培の技術の継承や良質なそば粉の生産、越沢三角そばのプロモーション活動の強化</p>	<p>①チャレンジ支援は申し込みのあった3団体に栽培指導等を行い、収穫物についてはJAや産直出荷のほか、漬物加工委託による商品化に取り組んだ団体もあった。 スギ葉マッチングは14件の申し込みの内、8戸の生産農家で利用した。スギ葉の質に課題があったが、火入作業におけるスギ葉投入が効果的であったことから、過半数の生産農家から次年度以降も活用したい旨の回答を得た。 プロモーション活動として、一霞で以前開催されていた「かぶまつり」を模した販売会をしゃりんで開催した。販促ツールの作成について、イベント等で使用する「被り物」の制作を行った。 協議会ホームページのリニューアルを年度内に実施する。本年度の作柄及び近日開催予定のJA部会の内容を踏まえながら、年度内に第2回協議会を開催する。</p> <p>②作付面積は前年比+77.5aの958.3aで、作柄は4,648kg、反収47.0kgと過去最高を記録した。10月30日、31日に「越沢新そばまつり」を予約制で開催した。新たな商品として乾麺の製造に取り組み、好評を得ている。 新たな販路拡大対策として、ルーツである長野県のそば関係者との連携を2月に実施予定だったが、新型コロナウイルス蔓延のため中止となった。3月19日に「寒ざらしそば」試食会を開催予定。</p>	<p>①安定生産体制の確立に向けた後継者対策等、これまでの活動に加え、アフターコロナを見据えた首都圏等でのPR活動を展開する。</p> <p>②これまでのそば文化継承活動に加え、首都圏でのプロモーション活動や良質なそば生産のために品質確保に向けた取組みを行う。</p>	

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要（全体）	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	
							※実施状況（2月末時点）	令和4年度事業計画（方針）
11	継続	産業建設課	基本方針（4）農林水産資源のブランド化	中山間集落モデル農林業実践事業	皆伐跡地での焼畑農法の継承と再造林の推進をセットにした仕組みにより、林業の振興を図り、活力ある中山間集落の維持につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> 小岩川南沢での焼畑あつみかぶの栽培 インターネット販売での販路拡大 規格外品の販路開拓 地元での価値の浸透促進活動 	<ul style="list-style-type: none"> 温海町森林組合へ補助金交付 9/3 焼畑、播種 約50名見学受入れ 10/20 取組み説明 温海コーディネート（懐かしい未来をつなぐワークショップ） 10/25 収穫作業開始 10/30、11/3 圃場見学ツアー（庄交トラベル） 参加者 10/30…17名、11/3…10名 11/24～30 農業研修受入 （全国農業観光協会主体 参加者4名） 12/下旬 プレミアムかぶ漬 加工委託依頼 随時 インスタグラム、Facebookで情報発信中 1/下旬～ プレミアムかぶ漬販売 2/月上旬 R4圃場予定地皆伐 R3状況確認及びR4計画検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①再造林の推進と焼畑あつみかぶの栽培を組み合わせた森林循環の仕組みづくりを地元で定着させる。 ②コンサル結果に基づき温海町森林組合の焼畑あつみかぶ販売の具体的取組み支援を継続して行う。 R5年度からは、自走できる体制を目指す。
12	拡充	産業建設課	基本方針（4）農林水産資源のブランド化	温海地域小ロット農産物生産振興事業	温海地域において小ロット農産物の質と量を確保するため、安定して生産・集荷・販売される仕組みを構築し、複数の産直組織が一つの組織として産直活動を行う組織づくりを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ①小ロット農産物生産の後継者育成支援として畑らいふスタート支援事業を継続する。 ②産直組織基盤強化活動として関係者による組織強化活動に向けた会議を開催する。 ③新たな販売機会の創出（新規）として、生産者自らが出店販売する場（軽トラ市）の開催を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①あつみ天バク会の指導のもと8グループが活動し、計画通り指導活動は12月で終了。また、連作障害を防ぐため次年度以降の活動予定地を選定。3月以降に来年度が3年目に該当するグループについて今後の参加希望を確認する。 ②R3.9.27に「温海産直活動組織」設立準備会が発足し、R3.11.30開催の「温海産直活動組織」設立準備会において、令和4年4月に新組織の設立を目指すことが確認された。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止対策により準備会での作業が遅れていることから設立時期もずれ込む見通しである。新たな組織活動が円滑に開始されるよう市として必要な指導等を行うとともに、新たな産直組織へ活動補助金を交付する。 ③11月3日に温海農林水産まつり実行委行会が主宰し、温海農林水産まつりとして温海版軽トラ市を開催。（会場：温海庁舎脇市民フォーラム、参加団体：12団体）初の開催ながらトラブルもなく実施することができた。イベント終了後の実行委行会において、今後の温海農林水産まつり開催のあり方が議論され、軽トラ市は今後も伸びしろのある魅力的な事業であるとして、クアポリス温海が中心となり次年度以降の計画を立案することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ①畑らいふスタート支援事業が1グループ2年の指導期間であることから、3年目以降となる参加グループへ指導できる仕組みを構築する。 ②新たな組織活動が円滑に開始されるよう市として必要な指導等を行うとともに、新たな産直組織へ活動補助金を交付する。 ③2年目となる軽トラ市を円滑に実施できるよう、クアポリス温海と連携を図りながら温海農林水産まつり実行委員会に補助金を交付する。

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要（全体）	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	令和4年度事業計画（方針）
							※実施状況（2月末時点）	
13	新規	産業建設課	基本方針（4）農林水産資源のブランド化	関川しな織人財育成・体験等支援事業	しな織の良さを全国に広め、販売促進に繋げるとともに、しな織に携わる新たな人財育成の取組みを支援する。	しな織に携わる新たな人材の発掘及び育成並びにしな織の販売促進を図るため、関川しな織協同組合ホームページ「関川S i n a o r i（しな織）」開設を支援する。 後継者育成のための体験等受入体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 関川しな織共同組合へ補助金交付 市広報・HPにより、しな織糸づくり体験者を募集し4名が応募。全4回の研修とし、1回目6/27は現地でしなの木伐採と皮はぎを体験。 2回目7/31はへぐれたて、しな洗い、しな漬けの研修を実施 8月市内のコロナ感染拡大を受け、9月下旬に延期した3回目は11/20に実施（しなうみと織り体験）。 4回目は冬季開催のため参加者の意向、遠方参加者に配慮し中止。 しな織協同組合ホームページ開設支援（3月中完成予定） 	令和3年度事業終了
14	継続	産業建設課	基本方針（4）農林水産資源のブランド化	しなの花活用プロジェクト事業	しなの木の花等を活用した新商品のPRや、新たな製品の研究開発を産官学連携により進める。	製品化した商品紹介のホームページ作成を支援する。 しなの花を活用した新商品並びに未利用部分の実、木を活用した新商品の開発を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> しなの花活用プロジェクト研究会へ補助金交付 しなの花活用プロジェクト研究会の役員会を6月25日に開催し、昨年度の会計監査も実施した。 総会は書面開催とし6月29日に資料を発送した。賛成を多数で決議し反対はいなかった。 慶應先端研（若山助教）で、しなの花ハーブティーの試作品開発を進めており、3月末に納入予定。 	令和3年度事業終了
15	R4新規	産業建設課	基本方針（4）農林水産資源のブランド化	温海地域伝統的工艺品振興事業	羽越しな布振興協議会が国の認定を受けて実施する第4次振興計画（R4～R8）に基づき、羽越しな布の伝統的工艺品の振興に資するよう、国の「伝統的工艺品産業支援事業」を実施し、市は、当該補助事業へ補助金を交付する。	※令和4年度新規事業	※令和4年度新規事業	※R3年度商工費7-1-2-55-1商工費しな布振興事業を付替え、県補助事業の廃止に伴い予算を一部拡充する。 <ol style="list-style-type: none"> 後継者の確保・育成事業 技術・技法の記録収集及び保存事業 原材料の確保事業 需要の開拓事業 意匠の開発事業

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要（全体）	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	
							※実施状況（2月末時点）	令和4年度事業計画（方針）
16	継続	総務企画課	基本方針（5）次代を見据えた自治会機能とコミュニティ機能の強化	ICTを活用した課題解決研究事業	地域課題解決手法として、ICTの活用を検討し、生活支援サービスも含めた新たな情報伝達システムの調査研究を行うとともに、ICT活用に踏み込む前段として集落ビジョン策定の後押しを行う。	・宮名集落を対象にワークショップを開催し、集落ビジョン作成を支援する。 ・ICT活用の先進事例の収集、調査研究を行う。	【宮名地域活性化ビジョン策定】 ・集落ビジョン編集会議の実施（5/15、6/12、8/28） ・未来づくり委員会の実施（10/16）集落ビジョン案について意見交換を行った。 ・集落ビジョン完成後のふり返り（11/12）三役と次年度以降に生かす取組を話し合った。 ※完成した「宮名地域活性化ビジョン」は、宮名自治会の全世帯に配布	・市全体のデジタル化の取組へ移行【終了】
17	新規	総務企画課	基本方針（6）海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備	養蚕環境整備事業	鶴岡シルクタウンプロジェクトにおける一貫工程の土台を守りつつ、年金収入プラスαとしての取組を支援し、中山間地域の振興と高齢者の生きがいづくりにつなげる。	養蚕に取り組む団体を支援し、繭生産のみならず真綿を活用した付加価値づくりを通じ、高齢者の生きがいづくりに貢献する。	・福栄養蚕振興会へ補助金交付 ・春蚕の飼育については7/5に繭・生蛹の出荷を終了した。 繭…37.1kgを出荷。 現在、乾燥・品質評価待ち。 蛹…10kg40,007円を出荷した。	・引き続き補助金を交付し、養蚕による地域コミュニティの醸成、高齢者の生きがいづくりを推進する。
18	継続	総務企画課	基本方針（6）海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備	高等学校等生徒通学費支援事業	地理的要因により通学費負担が大きい高校生世帯を支援することにより、条件不利地であっても、地域を離れず将来にわたり暮らし続けられる生活環境の確保を図る。	地理的要因により通学費負担の大きい温海地域の高校生世帯に対し、通学費の一部を支援する。	・申請件数（2月末日時点）84件、（実人数42名）（制度の周知） ・新高校1年生になる保護者向けに中学校の協力を得てチラシを配布する（3月）。 ・3月1日発行の「庁舎からのお知らせ」において期限内に申請を済ませることを周知する。	・定期的に制度の周知を行い、高校生世帯に対する通学費支援を行う。

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要（全体）	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	
							※実施状況（2月末時点）	令和4年度事業計画（方針）
19	拡充	市民福祉課・総務企画課	基本方針（6）海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備	自然資源を生かした教育環境整備による定住促進事業	地域の自然を活用し、特色ある保育環境、子育て環境確保により、子育て世代も安心して暮らし続けられる基盤づくりを進める。	<p>温海地域の特性である自然と文化の体験等の地域資源を活用し、生きる力を高め、豊かな心を育む保育・教育環境の構築を目指し、「生きる力を育む教育」を温海の教育の柱に据えて取り組むために、外部講師を招聘しSEL（※）を導入する。</p> <p>幼児期においては、あつみ福祉と連携し保育士等の研修会、園児を対象とした3園年長児交流事業、保護者説明会を開催する。</p> <p>また、次年度以降の小・中学校への展開を見据え、教育委員会と連携し、保護者・小中学校職員対象の研修会を開催する。</p> <p>※SEL（Social&Emotional Learning）・・・社会性と情動スキルの学習で、EQ（心の知能指数）・非認知能力を高めるための学習プロセス</p>	<p>・地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税寄附見込みにより財源を確保</p> <p>・保育園関係職員研修会を1回、3保育園の年長児交流事業を4回開催</p> <p>・次年度からの学校教育へのSEL導入に向け、温海地区小・中学校校長・教頭・教務合同研修会（R3.12.3）、並びに総合的な学習担当教員を対象とした「SEL導入ワークショップ」（R3.12.14）を実施</p> <p>・コロナウイルスまん延防止等重点措置により、講師による3保育園個別訪問指導（2回目）と保育士1日研修中止</p> <p>・個別訪問指導の日に予定していた保護者説明会が中止となったため、紙面による保護者説明とアンケートを実施予定</p> <p>・次年度の小中学校への導入に向け、進め方や研修等について検討</p>	<p>・保育士対象の研修を継続し、保育士の資質向上と理解の深化を図り、日常保育での実践を進める</p> <p>・園児保護者に「生きる力を育む教育」への取組を周知するとともに、外部にも発信していく</p> <p>・県内の先進保育園の視察研修実施</p> <p>・小中学校教育にSELを導入するために、各校ごとに非認知能力を伸ばす教育的なかわり方を学ぶための研修を実施するなど学校教育との連携を進める</p>
20	継続	総務企画課	基本方針（6）海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備	遊休資産等利活用に向けた市場調査事業	遊休資産、特に廃校の利活用について、市場性の有無や事業スキームを、想定される事業者との対話により検討を行い、その活用の実現を目指す。	<p>サウンディング型市場調査について、庁内プロジェクトチーム（PT）により検討作業を行い、実施する。</p> <p>廃校利活用に関する座談会の実施やセミナーへの参加、住民自治組織が行う研修会へ参加する。</p>	<p>・庁内PTを立上げ、旧山戸小の利活用について、サウンディング実施する方向で検討。</p> <p>・9月9日に山五十川・戸沢の住民を対象に旧山戸小の利活用ワークショップを実施する予定だったが、特別警戒期間となり中止した。地元企業から貸付希望の申し出があったため、予定していた利活用ワークショップとサウンディングは実施しない。</p> <p>・校舎の利用について、現在、企業側において検討中。教育委員会管理課と情報共有。</p> <p>・廃校活用マッチングイベント（10月8日）、北海道・東北ブロックサウンディング（11月2日）を視聴し他の情報を把握。</p>	<p>・廃校利活用に関する座談会の実施</p> <p>・サウンディング型市場調査の実施検討</p> <p>・貸付、売買の条件整備（契約管財課、管理課と相談）</p> <p>・廃校活用セミナー等への参加</p>

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要（全体）	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	令和4年度事業計画（方針）
							※実施状況（2月末時点）	
21	継続	総務企画課	基本方針 (6) 海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備	温海地域公共交通網形成事業	利用者の減少による路線バスの減便など地域公共交通網の現状を踏まえ、地域のニーズに即した新たな住民の「移動手段」の確保を図る。	乗合タクシーの試験運行について、利用者満足度調査や温海地域公共交通運営協議会での意見をもとに運行経路、運行時間等の調整、見直しを行う。 運行ルートから離れている小菅野代、鍋倉、峠ノ山については、路線外特別運行を検討する。 ICTを活用した予約システムの導入検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・11月27日～12月10日 利用者満足度調査を実施。調査結果を検証し、時刻表等の改正を検討する。 ・小菅野代、鍋倉、峠ノ山の路線外特別運行については申込みがなかったことから、改めて回覧板で周知したが申し込みがなかった。 ・ロケーションシステムのデモ機を使用した、高齢者向けの操作説明会を2～3月に行い、どのようなシステムが活用可能か調査する。 ・3月22日 鶴岡市地域公共交通ICT導入研修会開催(オンライン研修)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーの試験運行について、利用者満足度調査や温海地域公共交通運営協議会での意見をもとに運行経路、運行時間等の調整、見直し・検討を行う。 ・路線外特別運行について、利用実績がないことから対象集落の意見を集約し、利用しやすいものとなるよう検討を行う。 ・ICT活用について、次年度以降の導入について、地域振興課や他の運行管理団体等と意見交換・検討を行う。
22	継続	総務企画課	—	あつみ地域未来塾	地理的要因により市内の学習塾等へ通うことが困難な生徒（温海中学校3年生）に対し、学習機会を提供するあつみ未来塾を開講し、学習機会の提供と学習支援を行う。	温海中学校3年生希望者を対象に、9月から2月まで土曜日の午前中に温海ふれあいセンターにおいて、あつみ地域未来塾を20回開塾する。冬季間には、福栄地区の受講生に対しサテライト講義を10回開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生35名（温海中学校3年生48人） ・講師10名（継続6名、新規4名） ・7月19日 温海中学校地域学校協働本部会議 ・9月～1月まで計15回実施。 （うち冬季にサテライト講義を4回実施。） ※コロナウィルス感染拡大防止のため、予定していた回数を実施出来なかった。 ・2月に受講生へのアンケート調査を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・あつみ地域未来塾の充実のため地域おこし協力隊を1名募集し配置予定。 ・夏休み期間中や土曜日以外の開講、対象者等の拡大やあつみ地域未来塾の充実について検討する。
23	継続	総務企画課	—	温海ふれあいセンター機能強化事業	地域コミュニティの拠点となっている温海ふれあいセンターの機能強化を図るため、長寿命化及び利用拡大の検討を進め、市民の望む生涯学習機会の創出、施設の充実を図る。	指定管理者である温海生涯学習振興会と連携して適正な施設管理をに努めながら、施設利用者等からの要望等を取り入れ魅力ある各種事業・講座を検討して施設の利用者増を図る。長寿命化については、施設の長寿命化のための修繕計画の検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・6月22日 冷却塔ファンモーター交換修繕完了 ・11月4日 外壁危険箇所部分修繕完了 ・11月 利用拡大・施設整備に関するアンケート実施 ・3月16日 誘導灯交換修繕完了予定 ・温海生涯学習振興会と修繕箇所の把握や利用者増加の取組を常に情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き指定管理者である温海生涯学習振興会と連携して適正な施設管理に努めるとともに、利用者等の要望等を取り入れ魅力ある事業・講座を実施し施設利用者の増加を図る。 ・施設の長寿命化については、設備とも老朽化しているため莫大な修繕費が必要となる。支障のある箇所を順次修繕し利用者の安全安心な利用を確保する。

温海地域まちづくり未来事業等 令和3年度進捗状況と令和4年度事業計画

NO	区分	担当課	地域振興計画の位置づけ	事業名	事業概要（全体）	R3事業概要	令和3年度事業の進捗状況と今後の予定	令和4年度事業計画（方針）
							※実施状況（2月末時点）	
24	継続	総務企画課	—	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）事業	<p>福栄地域における、産業、買い物、交通、医療・福祉、教育の各分野において、ICTを活用した定住条件の強化を進め、若者から高齢者までが安心して住み続けられる地域の実現を目指す。</p>	<p>①養蚕プロジェクト：秋蚕による繭の生産量拡大と品質向上を目指す。これまでに造成した桑園26haを維持管理する。</p> <p>②民泊交流プロジェクト：空き家のDIY体験等による交流人口、関係人口の増加を目指す。</p> <p>③医療・福祉・介護連携プロジェクト：サテライト型の健康教室を各集落持ち回りで10回開催する。</p> <p>④教育環境づくりプロジェクト：冬期間、あつみ地域未来塾のサテライト会場を計10回開設する。</p> <p>⑤買い物支援プロジェクト：買い物バスツアーを運行する。</p>	<p>①秋蚕25,000頭を飼育し繭46.7kgを出荷した。また、桑園の維持管理・越冬のための結束作業等を実施した。鶴岡工業高等専門学校に委託し、ICTを活用した養蚕の効率化の実証事業（クラウドにより温度等を計測する「リモートセンシング」および「繭の良否選別機」の開発）を行った。</p> <p>②⑤新型コロナウイルス感染拡大防止の状況から実施できない見込み。</p> <p>③2月末まで8回実施し、予定通り10回実施見込み。</p> <p>④冬季間のあつみ地域未来塾のサテライト教室を計4回実施した。新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置のため、あつみ地域未来塾が1月29日以降中止となりサテライト授業も実施不可となった。</p>	<p>※3か年度の交付金終了</p> <p>・今後の事業の在り方について他課と連携し、国県や民間の補助金・助成金など財源も併せて検討する。</p>

この事業概要書（案）は、対話型市場調査（サウンディング）のために作成した仮の計画（案）になります。
今後の調査を通して内容を変更する可能性があります。

道の駅あつみ 移転整備事業 サウンディング用 事業概要書 （案）

山形県鶴岡市 都市計画課
風ヶ関IC周辺施設整備推進室
令和3年10月

事業の目的と施設テーマ



事業の目的

- ▶ 日沿道・新潟山形県境区間の延伸に向け、鼠ヶ関（ねずがせき）IC（仮称）隣接の適地に道の駅あつみを移転し、防災機能を高め、地域拠点の核（コア）として整備することで、コンパクトプラスネットワークの都市構造を実現し、**持続可能なまちづくりを推進**。
- ▶ 質の高いサービスを展開・提供し、**快適に、満足度高く、暮らし続けることができる鼠ヶ関地区の価値向上**。（QOLの向上）
- ▶ 地域にお金が落ちて、地域で循環する、**地域で稼ぐ仕組みの構築**。

新たな道の駅の施設テーマ

鼠ヶ関・温海・鶴岡の“旬”をつないで、手軽に、いつ来てもワクワクする道の駅

農林水産物の生産状況が「少量多品種」という地域の特徴を逆手に取り、「食のゲートウェイ」として鶴岡の食文化の豊かさを紹介する道の駅を目指します！

- ・鼠ヶ関港では、**紅えび**が年間通して水揚げされるほか、**岩ガキ、イカ、サワラ**など、多種多品目にわたり豊富な魚貝類が獲れます！海岸ではシーカヤックなどの**マリナクティビティ**も楽しめます！また、鼠ヶ関川は清流で、**鮎釣りのポイント**として有名です！
- ・**焼畑あつみかぶ**など地域固有の伝統的な農産物も豊富にあります！
- ・**開湯1200年のあつみ温泉**があり、**薔薇アイス**が人気です！



シーカヤック
(鼠ヶ関灯台周辺)



あつみ温泉

薔薇アイス



紅えび

大漁旗フェスティバル

焼畑あつみかぶ

早田孟宗

あつみ豚

越沢三角そば

早田うり

だだちゃ豆

さくらんぼ

庄内砂丘メロン

事業予定地の概要

■ 鶴岡市温海地域 位置図

- : 高規格道路
- : 計画路線
- : 国道
- : 県道
- : 新幹線
- : JR
- : 私鉄
- : 市町村境

●: 主要観光地 (20万人以上)

※ 主要観光地について、「令和元年山形県観光客動向調査」より



県境付近
鼠ヶ関地区



現道の駅あつみ(約4km)

予定地 約2.1ha

日治道
鼠ヶ関IC (仮称)

道の駅移転整備予定地付近 (鼠ヶ関地内)

予定地

- ・ 山形県と新潟県の県境に位置 (かつての関所)
- ・ 国道7号・345号に面する
- ・ 日治道鼠ヶ関IC (仮称) 出口すぐ
- ・ 面積は約2.1ha
- ・ 市街化区域内 工業地域
- ・ 現況交通量: 5,887台日 (H27センサス・R7号)
- ・ 将来交通量: 10,600台日 (R12将来推計・日治道)
- ・ 車で2時間圏内居住者: 1,884千人
- ・ 現道の駅あつみから約4km新潟県寄り

新道の駅整備に関する基本計画

主要コンテンツ・導入機能（案）

施設	考え方	空間コンセプト（例）
産直物販施設	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 鼠ヶ関港で水揚げされた魚介類をメインに、新鮮な庄内浜の地魚を取り扱う。 ➢ 鼠ヶ関地区、温海地域をメインに鶴岡市、山形県及び新潟県村上市の地場産品を取り扱い、地域に還元する仕組みを構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鼠ヶ関港の活気を感じられる市場的産直空間 ■ 日本海・庄内浜を五感で味わう物販施設
飲食施設	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 鼠ヶ関港で水揚げされた魚介類をはじめ、年間を通して旬の食材、料理を楽しめ、訪れるたびに新たな食の体験ができる。 ➢ メインターゲットは1～5名程度のグループと設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地元食材、地元出店者をメインとした豊富な選択肢があるフードコート ■ 新しい生活様式に対応する半屋外空間の活用
情報発信施設	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コロナ後のインバウンドを見据え、JNTO認定カテゴリー2の観光案内所機能を設ける。 ➢ 「鼠ヶ関でひと休み」が目的となるよう、子供が楽しめ、ペットも遊べ、大人も疲れが取れるような休憩施設、サービスを展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地元の穴場スポット紹介など、ニッチでコアでおもしろい観光案内 ■ 道路利用者、地元住民ともにリフレッシュできるサービスの提供
24hトイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ キレイ・清潔は当たり前。「トイレ休憩するなら鼠ヶ関」と評判になるようなクオリティ。 ➢ トイレの配置等を工夫し、トイレ目的の利用者に購買を促す動線の整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海の中のようなトイレの整備、そしてトイレのついでに見て廻りたくなる仕掛け
外構 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外でもなく中でもない、ウィズコロナを前提に営業が継続でき、自然・四季を感じながらも快適に滞在できる空間の創出。 ➢ 安心安全な駐車場動線、災害時には広域防災の集合拠点としても活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 賑わいが外にも溢れ出す建物と外構のシームレスな整備 ■ 隣接する鼠ヶ関川護岸との一体的な利用

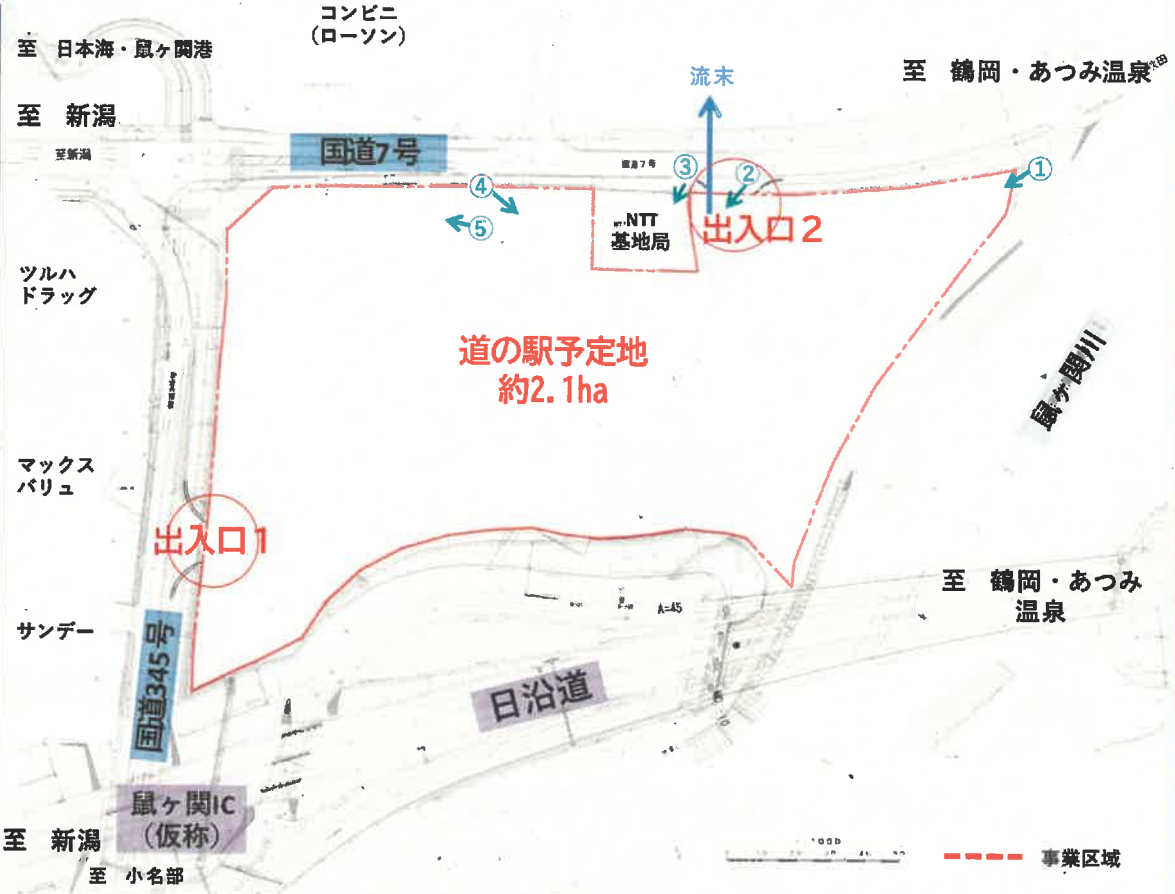
新道の駅整備に関する基本計画



■施設規模 (案)

	施設機能	面積 (案)	現状面積
道路休憩施設	24時間トイレ	200㎡	429㎡
	道路情報施設 観光情報施設	170㎡	
	子育て関連施設	30㎡	—
	産直・物販施設	500㎡	332㎡ ハザード119㎡
地域振興施設	バックヤード	200㎡	57㎡
	飲食施設 (食事スペース)	180㎡	143㎡
	フードテナント 厨房	100㎡	106㎡
	事務室	70㎡	58㎡
	共用部	250㎡	51㎡
建物延床面積 (案)		1,700㎡	1,295㎡
外構	駐車場・歩道 小型車：109台 大型車：29台 車椅子用：3台 思いやり用：3台 EV車用：3台 自動二輪車：9台 荷捌き用：5台 を想定	14,400㎡	10,877㎡
	広場	2,420㎡	720㎡
	余剰地	2,480㎡	—
	敷地全体面積	21,000㎡	12,892㎡

■予定地の概況



①敷地全景



②排水溝



③NTT基地局入口



④NTT基地局南面



⑤国道7号側敷地境界

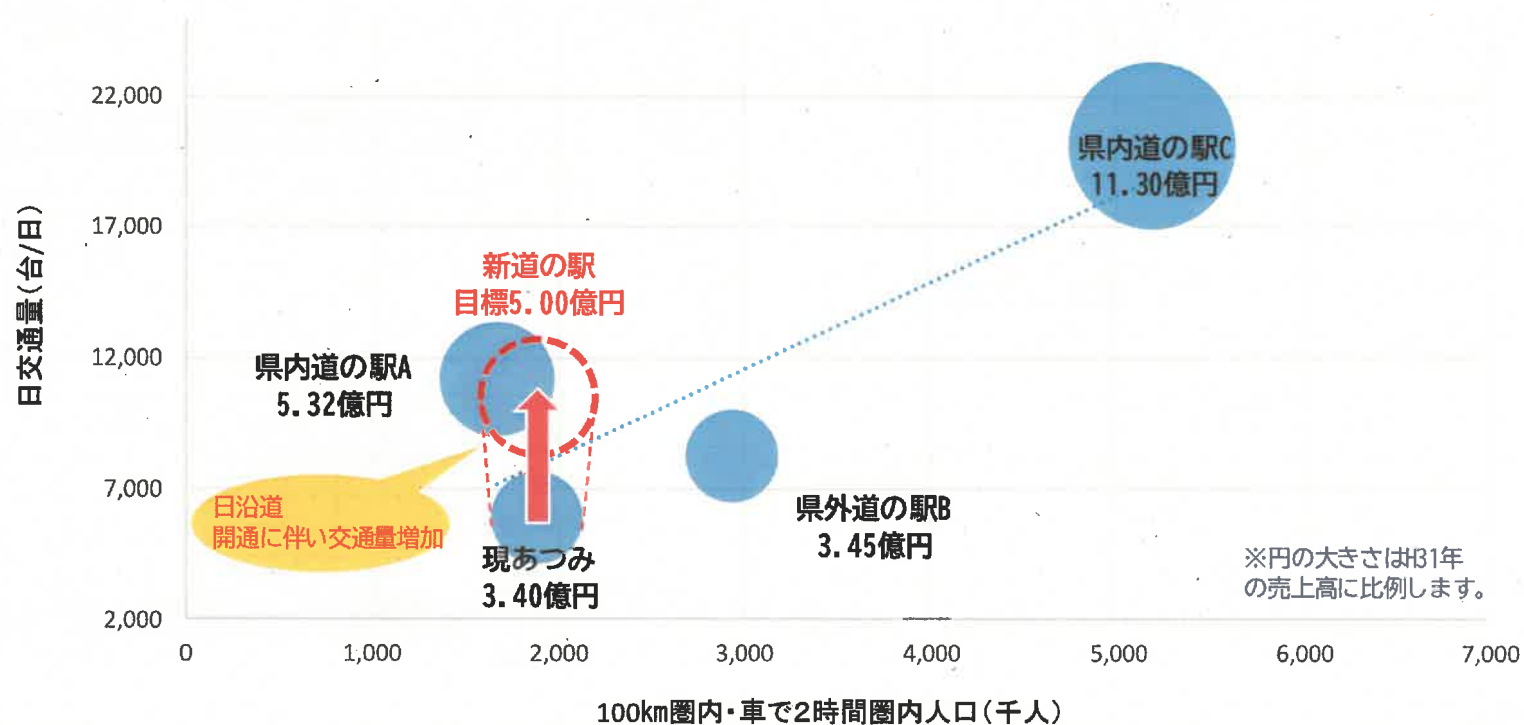


新道の駅整備に関する基本計画

目標設定

- ・日沿道の開通に伴い、通過交通量の増加(1.8倍)が見込まれる。
- ・目的地として選ばれる施設、魅力ある施設運営に取り組み、**目標売上高5億円/年(約1.5倍)、70万人/年の入込**を目指したい。

高規格道路IC付近道の駅の市場環境と売上高の関係



想定する事業手法・スケジュール（案）

事業手法

- ・ 民間事業者の創意工夫を最大限引き出すことを目的にPFI (BT0) 方式での実施を模索中。
- ・ 収益施設（産直・物販・飲食）は独立採算を想定。
- ・ 維持管理・運営期間は15年程度を想定。

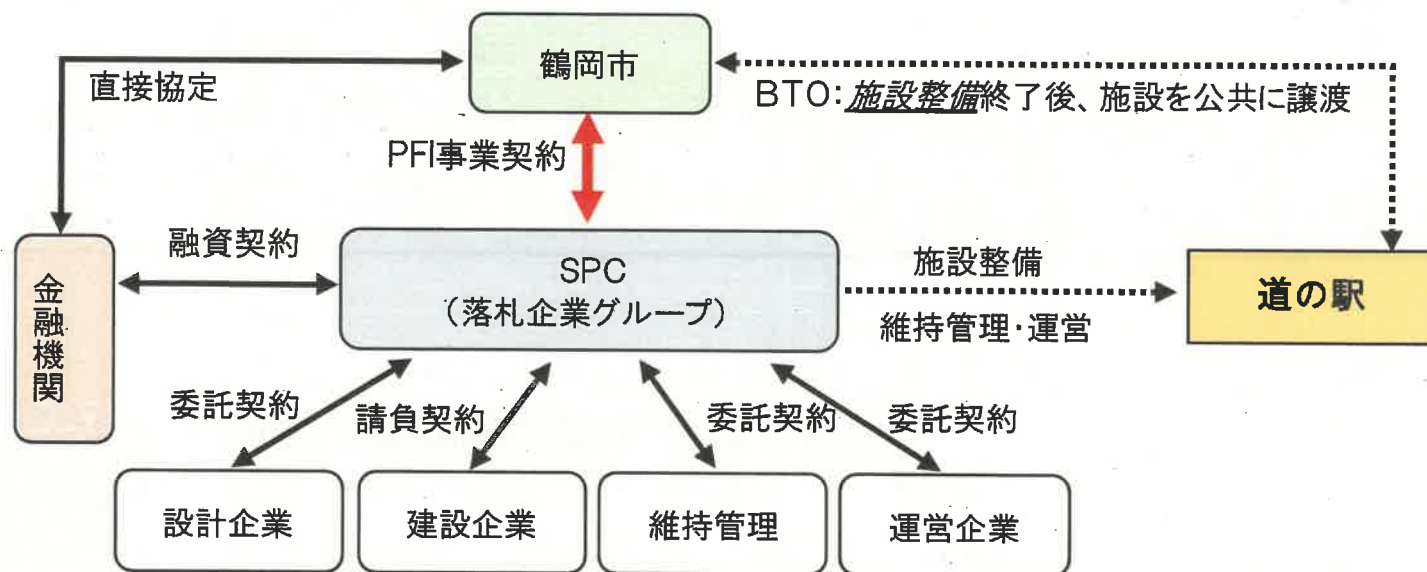


図 事業手法のイメージ

想定する事業手法・スケジュール（案）

スケ
ジュール

- ・日沿道鼠ヶ関IC（仮称）の供用開始時期を見据えつつ、**R9年4月頃の開業**を予定。
- ・事業者公募・選定は**R4～5年度**に予定。
- ・設計・施工期間は**2年9ヵ月**と設定。
- ・開業準備期間は約**6ヵ月**と設定。

プロセス		2021	2022 (R4)		2023 (R5)		2024 (R6)		2025 (R7)		2026 (R8)		2027 年度～
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度		
		下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
計画検討		可能性調査		AD調査									
P F I 方式 等	事業者選定		公募内容検討		事業者・公募・選定								
	設計・建設期間			SPC組成・選定プロポ		設計1年6ヵ月		施工1年3ヵ月 <small>（※検査含めず）</small>					開業
	開館準備										準備6ヵ月		

※建築工事着工のタイミングは、対象敷地における粗造成完了後であり、詳細は今後調整

現道の駅あつみの今後について

■ 現道の駅あつみは新道の駅の開業に合わせ機能廃止

現道の駅あつみ「しゃりん」は、第三セクターの株式会社クアポリス温海が市から土地を借受け、施設運営を行っています。

新たな道の駅の移転開業後は、その役割を終えたものとして機能を廃止する方向で検討を進めています。

■ 新道の駅事業者に求めること

現道の駅あつみが、これまで施設運営を通して培ってきた**地元生産者・加工業者との取引関係や、ここで働いている社員等の人材は、かけがえのない地域の財産**と考えています。

新道の駅の運営事業者には、この地域の財産をしっかりと引き継いでもらい、更に発展していくような提案を期待しています。



写真：全国「道の駅」連絡協議会

